

# 河合町議会会議録

令和4年 3月8日 開会

河合町議会

## 令和4年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 3 号 （3月8日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
中山 義 英	3
杵 本 光 清	29
長谷川 伸 一	34
馬 場 千 恵 子	56
佐 藤 利 治	75
○散会の宣告	92
○署名議員	95

令和 4 年 3 月 8 日（火曜日）

（第 3 号）

令和4年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年3月8日(火)午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本 剛
総務部次長	小野雄一郎	福祉部次長	小山寿子
まちづくり 推進部次長	中島照仁	広報広聴課長	桐原麻以子
財政課長	新井俊洋	税務課長	松本武彦

福祉政策課長	浦 達 三	まちづくり 推進課長	杵 本 幸 史
住 宅 課 長	森 川 泰 典	上下水道課長	上 原 郁 夫
教育総務課長	中 尾 勝 人	生涯学習課長	小 槻 公 男

---

**会議に従事した事務局職員**

局 長 心 得	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
---------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和4年第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（梅野美智代） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分を過ぎて発言を続けた場合はマイクのスイッチを切らせていただきます。

また、飛沫感染防止のため、理事者の答弁及び議会議員の再質問以降は、着席のまま対応をお願いいたします。

なお、質疑の際はマスクを外させていただくことがあります。ご了承願います。

本日は、質問順番1番から5番までの方です。

それでは質問を許します。

---

◇ 中山義英

○議長（梅野美智代） 1番目に、中山義英議員、登壇の上、質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） おはようございます。

議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。  
質問事項 1、内水対策事業について。

大和川が特定都市河川浸水被害対策法に基づき令和 3 年12月24日付で国土交通大臣より特定都市河川に指定され、同時に河合町は大和川特定都市河川流域に指定されました。今後は、河川管理者、下水道管理者、都道府県及び流域自治体が総合的な浸水被害対策を推進していくこととなります。一方、奈良県では平成30年 7 月から奈良県平成緊急内水対策事業が進められ、河合町では河合地区 3 か所が適地候補地に選定されています。令和元年12月議会で奈良県平成緊急内水対策事業に関する一般質問を行っておりますが、河合町が大和川特定都市河川流域に指定されたことから、改めて内水対策事業の取組に関連して 3 点質問します。

1、奈良県平成緊急内水対策事業に基づく河合町の内水対策事業の進捗状況について。

2、河合町が大和川特定都市河川流域に指定されたことで、これからの内水対策事業にどのような影響を及ぼすかについて。

3、今後の内水対策事業に向けた河合町の具体的な目標や計画について。

特定都市河川浸水被害対策法とは、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、総合的な浸水被害対策を講じるため流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出抑制のための規制、都市洪水想定区域等の指定、公表などを講じた法制度です。

質問事項 2、リーガルサポーターズ制度について。

河合町では、令和 3 年 4 月より毎週 1 回、弁護士を法務管理主任職員として役場内で勤務してもらいリーガルサポーターズ制度を導入されています。その目的とするところは、職員が職務を遂行するに当たって事前段階でリーガルチェックを受けて法的リスクの回避等に役立てるためです。現在の活用状況は、職員を対象とした法律相談やリーガルチェックが主な業務になっていますが、制度導入から本年 3 月末で 1 年を迎えることから改めて 2 点質問します。

1、直近の 2 月末までの相談件数と相談による効果について。

2、債権回収プロジェクトチームの創設について。

以上で登壇しての質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） それでは、私から内水対策事業について 3 点お答えさせ

ていただきます。

1点目の、奈良県平成緊急内水対策事業の進捗状況でございます。

奈良県平成緊急内水対策事業に基づく不毛田川の内水対策につきましては、昨年の12月16日に奈良県から予備設計の結果報告を受け、内水対策事業の効果等について最終的な検討を行っているところでございます。

2点目といたしまして、大和川特定都市河川流域に含まれたことによる内水対策事業への影響でございます。

本年1月12日に大和川流域内の市町村などで構成される大和川流域水害対策協議会が設立されました。浸水被害対策の基本方針として流域全体のあらゆる関係者が共同し、流域一帯で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じることにより、浸水被害の最小化を図るとしてまいります。これにより本町が実施する内水対策事業と併せて上流域においても対策が講じられることから、さらなる被害の軽減が図られると考えております。

3点目の今後の内水対策事業に向けた河合町の具体的な目標及び計画についてでございます。

関連する3大事業の事業内容及び効果の説明を行い、令和4年度から用地測量を予定しております。その後、用地買収費用として補正予算に計上した上で用地の取得を行いたいと考えております。令和5年度からは詳細設計及び施設整備工事の実施を計画しております。

以上でございます。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、2番目の質問事項であるリーガルサポーターズ制度に関しましてお答えいたします。

昨年4月より勤務しております法務管理主任につきましては、これまで多くの法的な相談を受けていただいております。本年2月末までの11か月における相談件数は117件となっております。これを勤務日数である43日で割りますと1日平均で約2.7件の相談があったという結果になっております。その効果を検証するために相談を利用した職員を対象としたアンケート調査というものを実施しております。この中では、弁護士資格を持つ職員が庁舎内で勤務していただいているため気軽に相談ができ、自信を持って課題に対応できたといった意見が多くあり、そういったことが導入した最大の効果ではないかと考えておるところでございます。



債権回収につきましては、公債権の部分につきましては、徴収率の向上など一定の成果は上がっているところではございますが、私債権については課題が残っていると認識しております。このことにつきましては、法務管理主任とも相談しているところではございますが、今年度1年間で相談業務に対する需要などを把握することができましたので、今後は勤務時間の一部を債権管理の課題解決に向けた業務に充ててもらい、各課の進捗状況などを管理していただいた上で、その上で生じた個別案件については法的なアドバイスをいただくような形で検討しておるところでございます。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、内水対策事業のほうから再質問させていただきます。

まず、河合地区3か所の内水対策事業、今のお話では協議、最終協議とか検討をやっているということですが、全く進んでいない、現地は。これはどういったことが原因と考えられますか。お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず、県が実施した予備設計に関する協議に不測の日数を要したことが原因と考えられます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 予備設計するのに時間かかったということですが、令和2年7月に町長は地元関係者の方々と一緒に奈良県知事に陳情に行かれました。その際、議員も全員陳情書に署名したと記憶していますが、その後現地の状況は以前と何ら変わっておりません。町長は、広報「かわい」でやれることから改革や事業を進めていると言われていますが、内水対策事業は災害から町や人を守るために絶対やらなければならない事業であって先送りするような事業ではありません。

町長に質問します。

町長は内水対策事業についてどのように考え等を持って、どのように進め、いつまでに完成しようと考えておられるのか、お答えいただけますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 内水対策事業につきましては、今議員おっしゃったように住民の皆さんの生命、財産に大きく影響を及ぼす対策事業であると思っております。最も早期にというか取り組むべきそういう河合町の課題の一つだと考えております。昨年に締結しました、不毛田川流域における総合治水の推進に関する包括協定の意義も踏まえまして、奈良県とそれから不毛田川流域の町であります広陵町とも積極的に強力な連携を図りながら、あらゆる方面から事業の効果を高めていきたいと考えております。先ほど指摘ありましたように、県に対してはいろいろな面で早く進めるようにということで、こちらのほうもいろいろな意見を届けさせていただいております。しっかり頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長、私が求めているのは、いつまでに工事を完成しようと思っ  
ているのか。そういった考えは町長の中にありますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今おっしゃっていただいたように、いつまでということは今の時点ではちょっとお答えすることはできませんが、早急にというか、これは命に関わりますので、そういう点では前向きに絶対に頑張っていきたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） ほんまに私は、もうやりますとか、すぐやりますとか、そういう抽象的  
じゃなく、具体的な計画というか目標を求めているので、今後、ある程度の見通し、例えば  
やはり住民の方にいついつまでにすんねやというふうなことは示してください。

では、内水対策事業における奈良県と河合町の役割分担はどういった内容になっています  
か。お答えいただけますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 県と町の役割分担でございます。

内水対策事業の役割の分担ですが、町は土地の買収、設計、工事などの全体的なものを実施させていただきます。県においては、事業に対する財政支援や技術支援などを実施するものであります。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、一応土地の買収が河合町の役割ということですが、計画区域内の地権者から100%の同意はもう取れているんですか。お答えいただけますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 意向確認などは、町の実施では行っておりません。地元の方々が地権者に対して聞き取りをいただいた内容となりますが、それによりますと一部協力できないとの意向を示されている方もおられると聞いております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、どういった理由で地権者から100%同意がもらえないのか。また、河合町として同意に至っていない地権者に対して今後どのように対応されていくのか。そのあたりをお答えいただけますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず、理由としては想像だけにはなるんですけれども、恐らく話の上ではまだまだ耕作を続けたい。反対者に対しての対応ですが、丁寧に説明をさせていただきます、粘り強く協力を求めていくことが全てであると考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、今後とも粘り強く対応をお願いします。

では質問します。

仮に、工事着工までに地権者同意が得られない土地は当然計画区域から外すことになると思いますが、県に陳情に行かれてから具体的には令和2年8月から現在に至るまで担当課は合意の形成に向け、地元には何回ぐらい足を運ばれましたか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） これまでに1回ではありますが、説明会を実施しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、その1回の説明会の日報とか議事録の開示請求したら本日中に出せますか。お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） すみません。本日中では提出することができません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら2、3日かかっても結構ですので、議事録をお願いします。なんせ1回では内水対策事業に対する河合町の本気度というのは地域の方には伝わりません。町長に質問します。

町長は担当部署に、地元へ足を運んで地元関係者や住民の方に合意の形成を図ることを指示されましたか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 市場地区の今中心になって動いている方とは会うたびにというか、いろいろな状況、情報については、こちらからこういうふうになっていますということはお話しさせてもらっています。それから、昨年12月この特定河川に指定されましたので、本年度、来年度になりますね。予算にも測量計上させていただいていることとか、それから今の動きにつきましてはまた担当課のほうから連絡させていただきまして、地区というか3地区ございますが、しっかり説明するように動いてまいりますということで、そういう内容についてはきっちりお伝えさせていただいております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 先ほど町長も言われたように、貯留施設早期に完成させることはこれ人の命に関わるすごく大事なことです。市場とかそういう方に報告はされているということですが、町長自らが地元に行って説明会はされましたか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） それは今まだできておりません。ただしこのこれからどんどん積極的に進める中では、しっかり足を運んで、こちらの河合町としての思い、それから協力していただける、そういう内容についても積極的にはお話しさせていただきます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 計画周辺に住んでおられる方は、一日も早い貯留施設の完成を望んでおられると思いますが、私からすると河合町の事業の進め方というのは問題課題を先送りにしているようにしか見えないんです。安心安全なまちづくりに向け、陳情に行きました、事業をやりますというパフォーマンスではなく、これからははっきりと事業をやっているという姿を形で見せてください。

では、河合町が大和川特定都市河川流域に指定されたことで、これまでの内水対策事業と比べて変わった点について、具体的な変更点をお答えいただけますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） これまでの変更点といたしましては、県の技術的支援に加え、財政支援により費用の負担が軽減されることが変更点となります。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、今の県からの技術的支援を受けられることや、費用負担の割合が軽減されたということですが、そこに関連して2点質問します。

1点目、国から指定を受けたことでこれからの内水対策事業の事業運営主体は奈良県にな

りますか。それとも河合町ですか。

2点目は、国からの指定によって内水対策事業は令和4年度から本格的に動くことになり  
ますか。お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 杵本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 内水対策事業の運営主体ですが、河合町になります。令  
和4年度予算案にも計上していますとおり、順次進めてまいります。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 1点目について、事業運営主体が河合町というふうな答弁でございま  
したが、奈良県から内水対策事業の指定を受けていた河合地区3か所に今回国の法律が適用さ  
れたことで、事業の運営主体は河合町から河川管理者の奈良県に移ったように私としては解  
釈しますが、奈良県平成緊急内水対策事業と大和川特定都市河川流域の関連性についてお答  
えいただけますか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃっております特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律の施行を受  
け、事業主体が変わったのではないかというお話であります。その特定都市河川の指定と  
内水対策事業の関連性につきましては、これまで私より県に確認しておりまして、県におき  
ましてはこれまで以上の財政支援、流通支援を実施するものであり、内水対策事業につま  
ましては、これまでどおり町が事業主体となり進めるものであるという回答を得ております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） まあ分かりました。今までどおり河合町ということで。

それでは、2点目については令和4年度予算に費用計上しているので、それが事業を進め  
ていく証ということですが、令和4年度から本格的に事業が進んだら、それは地域の方にと  
って非常に好ましいことです。ただ予算に計上しても事業が100%進むという保証は一切な  
く、見た目だけの話で信用できません。ただ、奈良県との役割分担の中で河合町がやるべき

ことだけは手を抜かずにやってください。

では質問します。

大規模な貯留施設の建設事業は河合町にとって大きな事業になりますが、今の組織体制で十分対応できますか。お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 組織体制でございますが、今現在のまちづくり推進課、業務量の問題、また技術者不足というところは否めない状況ではございます。県の役割となっておりまして技術支援などを活用した上で進めて行く必要があると考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、今のまちづくりの答弁に対して町長に質問します。

まちづくり推進課は、未登記道路、第三小学校の利活用、史跡調査や都市計画など内水対策事業以外にも多くの業務を抱えていることから、今の組織体制で取り組んでいくには相当な無理があると私考えます。そこで、内水対策事業がよりスムーズに進むためには施設が完成するまでの間、奈良県職員を河合町に常駐してもらう考えありますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 確かにこれから事業進めるに当たりましては、かなりの労力なりそれからそういう組織体制の強化は必要だと思っております。今中山議員おっしゃっていただいた部分というか、私もまだそこまでは考えておりませんで、とにかく組織については動きやすいようにということを考えておりました。今のご意見ちょっと参考にさせてもらって、ちょっと検討してまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） これ法律でも都道府県と市町村が共同して流域水害対策計画を策定し、浸水被害の防止を図ると規定されているんで、このあたりの規定を根拠に奈良県には要望できるように私考えます。

では、続いて費用負担の関係について質問します。

今回、大和川特定都市河川流域に指定されたことで費用負担の割合が変わったということで

すけれども、具体的にはどういったことが変わったのかお答えいただけますか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 当初におきましては、設計工事費は国の3分の1の補助の対象でございました。用地買収費など用地取得にかかる経費は補助対象事業ではなかったことから、起債を充当する予定としておりました。今回特定都市河川に指定されたことにより、用地取得費も含む全ての項目につきまして国の2分の1の補助の対象になったというものでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） すみません。そうしたらちょっともう一度私の中でちょっと確認させてもらいます。今回指定を受けたことによって、これまで別々の取扱いになっていた土地の買収費用と工事費用の負担割合が一本化されて、土地の買収費用と工事費用の合計額、いわゆる全体の事業費ですね、これ恐らく以前から聞いている話では国庫補助が50%、それで10%が交付税、残り40%を河合町と県が2分の1ずつ負担すると。だから最終的には河合町が負担するのは全体事業費の20%という解釈でよろしいんですか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） そのとおりでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、既に現地の方では地形調査や地質調査が完了していると聞いていますが、調査結果に基づいて事業内容や計画区域に何か変更は生じていますか。お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 現時点におきましては、大きな変更点などはございません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。



○5番（中山義英） では、設計は予備設計の段階ですか。それとも本設計の段階ですか。お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 予備設計の段階となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 予備設計の段階であれば、今後計画内容等は変わる可能性は大いにあります。ちなみに計画区域のそうしたら土地の用途と、区域の面積は何平米ですか。お答えいただけますか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 用途につきましては、市街化調整区域でございまして、面積につきましては最大で2万4,300平米となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら最大で2万4,300平米ということは、面積的に言えば河合第一中学校の25メートルプールであれば約80個分に相当します。

そうしたら次に、費用の積算に関して質問します。

昨年の12月議会で財政課から内水対策事業にかかる費用は令和4年度に用地費として4億2,000万円、工事費等は令和5年度、6年度にそれぞれ約9億円を見込んでいるとの答弁がありました。用地費及び工事費等は何に基づいて積算されていますか。お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 現時点におきましては、奈良県に情報提供いただきました県内での実績単価を参考に算出した額となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 奈良県の実績単価ということで、そこはこれ以上もう申しませんが、そうしたら現時点では本設計はできていないんです。したがって、今後計画区域や施設

の規模等は変わる可能性は多いにあります。前回答弁された用地費と工事費はどこまでの信憑性があると考えておられますか。お答えいただけますか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 今後実施いたします詳細設計におきまして正確な工事費を算出するものでございますが、現時点におきましては現在お示ししている額と大きな開きは出ないというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） では昨年の12月議会に財政課が見込んでいると答弁された用地費4億2,000万、令和5年、6年のそれぞれ工事費、約9億円について、これらの費用は全体の費用ですか。それとも河合町が負担する20%の負担分ですか。お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 全体の事業費となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら財政課に質問します。

12月における財政課の答弁を聞いて、私は内水対策事業にかかる河合町の負担総額は約22億2,000万円と聞いていたのですが、今の説明を聞いて内水対策事業はこれは一旦河合町が総事業費を立替払いして、翌年度以降に国や県から補助金という形で返還されるという解釈になるんですか。お答えいただけますか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 今議員おっしゃられましたようにこの22億2,000万円といたしますのは事業費を一旦町として支払いまして、国庫補助金、県補助金、あとは地方債発行に係る交付税の算入というものがございますので、こういったものは後年度。国庫補助金については現年度なりで収入されて、残りの部分については後年度に収入されるという形になります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） では、最終的に土地の買収費用と工事費用の合算額で町が持ち出しする、いわゆる単独で負担する額というのは現時点で幾らぐらいが想定されますか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 現時点におきまして、用地買収費にかかる費用8,200万、設計及び工事費の全体額といたしまして3億6,000万、合計4億4,000万円程度となりますが、現場条件などを今後の詳細設計などで加味しまして、最大でも5億円程度というところを見込んでおります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 分かりました。

では、話を少し戻します。計画区域は都市計画法上、市街化調整区域の農地がほとんどですが、町として土地の買収費用4億2,000万円というのが妥当な金額と考えておられますか。お答えいただけますか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 金額につきましては、近隣における類似条件の買収単価を参考としており、妥当であると考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、とりあえずここはもう議論しないで、一旦は間違いないものとして解釈しておきます。

では、土地を売却された地権者について所得税等の特別控除の取扱い及び町民税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料への影響についてお答えいただけますか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 松本税務課長。

○税務課長（松本武彦） 私のほうから、所得税及び住民税、また各保険料税がどのようになるかについて回答させていただきます。

今回のこの内水対策事業におきましては、個人が公共事業等のために譲渡した場合は5,000万円までの特別控除が適用されます。したがって、所得税、住民税の所得割の部

分、それから国民健康保険税等の各保険料、これにつきましては特別控除後の譲渡所得で算定されることとなります。ただし、住民税の均等割の部分とあと保険料及び税の軽減措置、こちらの適用につきましては、特別控除前の所得で判定されることとなりますので、譲渡された翌年度の税額または保険料について上がる可能性があります。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら今のお話を総合しますと、所得税に関しては5,000万円までの譲渡所得には所得税は課税されないこと、町民税に関しては譲渡所得が5,000万以内であっても均等割だけは課税されることは分かりました。

では次に町長に質問します。

譲渡所得が5,000万円以下であっても軽減措置の適応いかんによって、税や保険料が増える国保、介護保険、後期高齢者医療保険について税や保険料が増えた場合、増えた分を町としてどのように対応されますか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 現時点では議員おっしゃっている部分ではちょっと内容的にどうかお答えすることはできない部分もございます。ただし、先ほど課長も言いましたけれども、法律に従ってきちんとしていくか対応はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら町長、私の考えを言います。

軽減措置が適用されない場合、国保税であれば今まで年間1万円払っていた世帯が10万円になったり、5万円払っていた世帯が30万円や40万円支払うことになる場合があります。町のために協力されておられるので、私なら当然増えた分は全額免除です。事業に協力された方の立場に立って判断するようにされたらいいかなと思います。

では、質問を変えます。

県内では、令和3年7月時点で13の市と町が奈良県平成緊急内水対策事業の指定候補地に選定されています。以前に説明を受けた話では、奈良県では内水対策事業の費用として60億

円の予算を確保されていて、それを均等に振り分けると現在は上限が1自治体当たり4億6,000万円ぐらいになります。そこで質問します。

以前に、この県予算は令和5年度末までに貯留施設が完成した自治体にだけ交付されるもので、完成しなかった場合は交付されないというふうに聞いておりましたが、現在はどうなっていますか。お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 現時点におきましては、県の支援額の上限は示されておりません。国の補助金及び交付税算入額を控除した残りの負担額について、県が2分の1を支援するというものでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） ちょっと分かったような分からんようなあれなんですけれども、そうしたら次、貯留施設に関連して質問します。

貯留施設の出来上がりのイメージとしては、大きなプールが3か所できるというイメージですが、上に蓋をつけると費用面で高額になるため、蓋がけのない開けっ放しの状態、いわゆるプールのような状態で管理していくというふうに聞いております。しかし、国交省が公表している特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドラインの中では、雨水貯留浸透施設の設置に当たって景観や環境、平常時の多目的流用や緑化、震災等非常時のオープンスペースとしての活用など、まちづくりの観点から配慮すべきと示されております。要するに、貯留施設については蓋がけをすることが望ましいとされていますが、改めて河合町として蓋がけについてどのように考えておられますか。お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 土地の有効活用につきまして、当然財政的な問題、費用対効果の検討など様々な視点からの協議が必要となります。まず、土地所有者の方や地元の方々のご意見をお聞きする必要があると考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 地元の意見も聞きながらやっていただくのが一番いいかなと。蓋がけに

は費用がかかりますけれども、国が示している平常時の多目的利用や非常時のオープンスペースという観点から、再度検討する価値は私は十分あるかなと考えます。

では、仮に貯留施設に蓋がけをしないと仮定した場合で、有効活用という観点から質問します。

水上太陽光発電、いわゆる水上ソーラーはご存じですか。お答えください。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 水上ソーラー設備につきましては、報道や資料などで、ため池などで活用されているといった事例については存じております。しかし、それにかかる費用、条件、また施設の管理といった詳細なことにつきましては、すみません、把握のほうはできておりません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 取りあえずそうしたら説明しますと、水上ソーラーとは四国地方でよく行われているもので、イメージとしては池の上の発泡スチロールの上に乗った太陽光発電装置があるようなイメージです。施設内に水上ソーラーを設置して、水上ソーラーによる電力を電力会社に売電するもよし、あるいは町内の公共施設の電力に活用できれば大幅な経費削減につながる上に、災害により停電が起こった場合は水上ソーラーの電力を利用できるので、設置する価値は十分にあると考えます。また、土地置き型のメガソーラーに比べて工事費用が少ない上に、工事期間も短いです。さらに、夏場の電力量はメガソーラーより多いと言われています。貯留施設に蓋がけをしない場合、町は水上ソーラーを設置されることを提案します。検討していただけますか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 今ご説明いただきましたとおり様々なメリットというものがあるということでございます。こちらも当然そのあたりにつきましてまずは確認をさせていただいた上で、有効活用につきましてどのようなものがあるのか、先ほどとの繰り返しになりますが、地元の方のご意向などをお聞きした上で、ご提案いただいた内容も含めて検討してまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら検討よろしくをお願いします。計画区域周辺に住んでおられる方々や、区域内に土地を持っている地権者の方々が一番知りたいことは、河合町は本気で事業を進める考えがあるのか。あるとしたらいつから工事を始め、いつまでに完成するのかということだと考えます。

町長に質問します。

繰り返しになりますが、内水対策事業について、いつから始め、いつまでに完成するのか、町の考えをはっきりとお答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今はちょっと詳細にお答えることできる状況ではございませんが、今議員おっしゃったようにある程度の期間というかスパンが見えてきましたらきっちり先ほども言いましたけれども、3自治体中心にというか、3自治体になると思うんですけれども、しっかりその説明を責任を持って行います。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） よろしくをお願いします。

人の命を守ることは一番大事なことである上に、計画区域周辺には河合町の宝物である廣瀬大社があります。そこを災害から守っていくというのは、河合町民としての役割かなど。災害が起こってから悔やむことのないよう、内水対策事業は河合町の最優先事業と認識して、1日も早い貯留施設の完成をお願いします。

では続いて、リーガルサポーターズ制度について質問します。

昨年4月から今年2月末までの相談件数が117件、1日当たり約3件の法律相談があったこと、町としてどのように認識されていますか。評価されていますか。お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、本年度リーガルサポーターズ制度を導入するに当たりまして、果たして本当に町内に相談の需要があるのかというところが最初疑問として持っておりました。ただ、今となってみると本当に多くの相談が寄せられておりまして、非常に有益

なものであったなというのを印象として持っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 相談件数が多いということは、裏を返せばそれだけ職員の方が日々住民の方から法的判断を求められる場面が多いということです。一方で、自治体の仕事は常に費用対効果が求められます。したがって、今回の制度導入に関してもどれだけの効果があったかが一番重要となります。

質問します。

法的アドバイスを受けたことで、問題の解決につながった、または問題の拡大を防げたといった事例はありましたか。お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 解決できた事例といえますか、私自身が各課全ての相談内容全てについて把握しておるわけではございませんので、総務部の案件でご紹介いたしますと、少し細かな内容になるんですけれども、ある普通財産を貸し出す際の契約書をチェックしていただいた際、間違いではないんですけれども、今の規定のままだと借地借家法の適用について疑義が残るといった専門的な見地からご指摘をいただきまして、当該箇所を修正して契約を締結することによって、事務の改善につながったという例が思い出されます。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） まだ1年目なのでそんなに大きくないか分かりませんが、今後は出てくるかなと思います。

そうしたら職場ごとの相談件数、これは一体何件くらいですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 冒頭答弁いたしました117件の内訳でございますが、各部ごとに集計しておりますので順番に申し上げますと、企画部が6件、総務部が29件、福祉部が1件、環境部が2件、まちづくり推進部が73件、教育委員会が6件となっております。

○5番（中山義英） 議長。



- 議長（梅野美智代） 中山議員。
- 5番（中山義英） まちづくり推進課、毎回相談事があるようですが、町として職場ごとの相談件数の違いをどのように考えておられますか。お答えください。
- 総務部次長（小野雄一郎） 議長。
- 議長（梅野美智代） 小野総務部次長。
- 総務部次長（小野雄一郎） 相談件数の違いですが、一概に相談件数だけで押し量れるものではないのですが、やはりそういった相談の多い部署には法的な課題が多いものだと推察されます。
- 5番（中山義英） 議長。
- 議長（梅野美智代） 中山議員。
- 5番（中山義英） 小学校、中学校の先生方から相談が少ないように思いますが、原因はどういったことが考えられますか。
- 教育委員会参事（山本 剛） はい、議長。
- 議長（梅野美智代） 山本参事。
- 教育委員会参事（山本 剛） 直接教員からの質問等に関しましては教育委員会が一旦相談を受けた後、教育委員会として相談させていただいている状況になっておりますので、件数が少ないような状態になっていると、このように認識しております。
- 5番（中山義英） 議長。
- 議長（梅野美智代） 中山議員。
- 5番（中山義英） 学校関係ではいじめの問題やクレーマーとかモンスターペアレントといわれる、学校に文句言ってくる保護者の問題は私自身よく耳にします。相談を必要とする法的な問題や課題がなければいいんですけども、先生方への周知が足りない場合も考えられることから、今後も周知のほうの徹底を、お願いしたいと思います。
- では、質問します。
- 町長への報告は定期的に行われていますか。
- 町長（清原和人） はい、議長。
- 議長（梅野美智代） 清原町長。
- 町長（清原和人） 毎回、三役部長会のとときにきっちり説明を受けております。
- 5番（中山義英） 議長。
- 議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） では、町長は報告を受けてどのような評価をされていますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど次長もお答えしましたように、職員の仕事の上でというか、安心  
安全感がちょっと生まれているな、何か困ったときには法務課に行きまして、そこですぐ相  
談できる、そういうところでは非常に効果が出ていると思っております。評価しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 私としては、町長には河合町の職員が抱えている課題を知っていただい  
た上で、その職場の業務の大変さというか難しさを理解してもらい、難易度の高い職場には  
職員を増やすなどして業務の平準化を図っていくことも必要と考えます。

町長に質問します。

町長は法律相談の内容から、どこの職場が一番大変な職場と認識されていますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） ちょうど議員のときに不適切、会計処理の問題がありました。私も議員  
代表ということで入らせていただきました。その当時も事実として役場の庁舎内の中で仕事  
のしんどさというか、そういう部分も見られまして、やはり行きたい課、行きたくない課、  
そういうようなことを感じておりました。それでこういう町長に就任しまして、誰でもやは  
り気楽なという言い方はちょっと語弊が出るかも分からないんですが、誰でもいろいろな  
ところで仕事を経験できるというか、そういう場にしていきたいと思っております。

ただ、先ほど言いましたようなことはまだひょっとして職員の心の中に残っているかもご  
ざいませぬ。ちょうど初任者研修というか、玄関に職員が立っていただいて反省会という  
かそういうことをした中で、何か3年未満の職員の中でもそういう気持ちがまだちょっとある  
ような感じも私は思っております。だからそういう部分をしっかり解消していくために  
というか弁護士の先生のお力を借りて改善はしていきたいと思っております。以前に比べればかな  
りいろいろな部分で変わっていると思うんですけども、今議員おっしゃったようにいろい  
ろな部分で住民の方、また業者さんと対応するとき、いろいろなそういう問題はまだまだ件  
数が多い部分がございますので、そういうのを解消にはしっかり努めてまいりたいと思いま  
す。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 私の経験から、事業系の職場、これはもう法律の絡みが多い事例が絡むことが多く、実際寿命を削る職場と思っています。自治体の仕事は、職場によっては1日で問題が解決できる職場もあれば、何年も前から同じ問題を引きずって、いまだに解決に至らず問題を抱えたままの職場もあります。そういった職場では、自ずと法律相談の件数は増えます。町長が法律相談の内容を通してそういったことに気づかれたら、次の人事異動で配慮していくことも職員のやる気や公平な人事につながっていくものと考えます。

では、町長に質問します。

以前に、これからの河合町の行政運営を考え、弁護士を1名から2名に増やすことを提案しましたが、経過はどうなりましたか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 現時点ではちょうど1年目というか、法務管理官の先生に取り組んでいただいていますので、今年もそういう状況をしっかり精査していきたいと思っております。今のところは、来年度も引き続き同じ先生に来ていただきまして取組を深めていく、そういうことで今動いております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら町長に質問します。

弁護士の増員を提案したときに、町長から今後の需要や法務管理主任の意見も聞きながら判断していきたいとの答弁がありました。現在職員からの需要はあります。あとは法務管理主任との協議になりますが、増員しないのは協議をされた結果ですか、これ。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほども申し上げましたけれども、今1年目の取組になっておりまして、私自身もこの1年間の総括という点では、まだそういう検討は終わっておりません。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） できるだけ私としては増やしていただきたいんですが、弁護士を1名増やすと費用的に年間で約160万円増えることとなりますが、職員からの法律相談の需要や自治体のリスクマネジメント体制の構築を考えると費用対効果は十分あります。再度検討をお願いします。

町長に質問します。

河合町では税や保険料などの公債権と、水道や町営住宅の使用料などの私債権において、滞納となっている未収債権があります。そこで、債権回収に向け弁護士を中心とした債権回収プロジェクトチームの創設を以前に提案しました。現在まだ検討中ということですが、実施に至らない具体的な理由を再度お答えいただけますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今のご提案につきましても、ちょっと私債権と公債権のそういう問題の整理もごさいます。今後につきましては、債権回収のプロジェクトチームということもご提案していただいていますので、その効果につきましてちょっと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅野美智代） 中山議員、残り時間5分です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 検討していくということですが、そうしたら令和4年1月末時点での公債権と私債権のそれぞれの滞納額についてお答えください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 松本税務課長。

○税務課長（松本武彦） 令和3年度の1月末現在の滞納額というところですが、私のほうからは納期未到来分を含む未済額についての回答をさせていただきたいと思います。

町税につきましては、現年課税分、それから滞納繰越分の合計で約19億7,390万円の調定額に対しまして、3億8,508万円の未済額となっております。

国民健康保険税につきましては、同じく合計で4億3,050万円の調定に対しまして約1億1,947万円の未済額となっております。

介護保険料につきましては、同じく合計で約3億9,933万円の調定に対しまして、約7,088

万円の未済額となっております。

最後、後期高齢者医療保険料につきましては、同じく合計で約3億4,873万円の調定額に対しまして、約5,871万円の未済額となっております。

以上でございます。

○住宅課長（森川泰典） 議長。

○議長（梅野美智代） 森川住宅課長。

○住宅課長（森川泰典） 住宅課、住宅使用料について回答させていただきます。1月末現在の未納額について回答させていただきます。

町営住宅の使用料につきましては、現年分及び過年分の調定額約7,694万円に対しまして、未済額は約6,495万円となっております。

以上です。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（梅野美智代） 上原上下水道課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 私のほうから、上下水道課の取扱う債権における1月末現在の未済額についてお答えします。

水道料金については、現年課税分、滞納繰越分の合計で約3億5,000万の調定に対し、約2,000万の未済額となっております。

下水道料金については、同じく合計で約1億6,700万の調定に対し、約790万の未済額となっております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

町民税、約でいきます、3億8,500万。国保税、1億1,900万。介護保険料、約7,000万。後期高齢、約5,800万。水道、2,000万。住宅、6,500万。下水道、790万。これだけの公債権と私債権の滞納分を短期間で回収するには、債権回収プロジェクトチームをつくって対応していく以外にどんな方法があると、町長考えておられますか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど担当次長のほうからも言いましたけれども、今法務管理の先生と

もちよつとそういう部分、今ご指摘の点については相談していただいている、そういう現状になっております。先ほども答えました、繰り返しになるかも分からないんですけども、そういうプロジェクトチームをつくった場合の運用方法、そういうこととか、立ち上がることによりまして、先ほどの議員のご指摘にもございますけれども、そういう効果等そういう部分も含めまして、しっかり検討はしてまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 検討されるということですがけれども、今までできていなかったことを新たな組織もつくり、これ、ちんたらちんたらやっても絶対債権回収はできません。公債権、私債権の債権回収というのは自治体が絶対やらなければならない義務的な業務であって、先送りするような業務じゃありません。

町長に質問します。

町長が積極的に今まで債権回収に取り組んでこられなかったということは、これ問題を先送りすることで将来徴収を諦めて不納欠損処理や債権放棄を考えておられるから積極的に取り組まれなかったのか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 私も就任しまして3年終わろうとしております。その中でいろいろな議員の先生方から指摘がありまして、今までとは違って税の徴収につきましては強化するというところで、現状では県のほうからも応援いただいたり、それから徴収率につきましても当時と比べてかなり上昇している、そういう現状の報告は受けております。だから、ちんたらちんたら伸ばしていくというんじゃなくて、少しずつ前進していくという、そういう認識で考えておりますので、そういう点をご理解願いたいと思います。また、先ほどの法務管理官の先生のそういう登用につきましても、いろいろなこういう議会の中でご提案いただきまして1年目を迎えて、かなりの成果が出ているということで前向きにとにかく考えておりますので、その点はしっかりご理解していただけたらなと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長、広報「かわい」でやれることから改革を進めていると言われてますが、現実私債権の滞納額は減らず、逆に増え続けています。税や保険料、使用料などと

いったものは公平性が一番大事で、公平性が担保されていなかったら誰も払いません。改めて町長に質問します。

債権回収プロジェクトチームの創設の検討結果はいつ頃もらえますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほども申しあげましたように、本当にこの問題大事かなということは認識しております。今議員ちょっとこの場でいつということでおっしゃられたんですけども、それについては今の現状ではちょっとまだ、これからしっかり対応しますので、ある程度そういう道すがらは分かった時点ではまたこういうふうになっています、こういうふうを考えていますということでは表明させていただきたいと思います。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたらよろしくをお願いします。

続いて、リーガルサポーターズ制度の今後の活用方針及び河合町がリーガルサポーターズ制度に求めるものはどういったことか。お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今後の活用方針につきましては、去る2月16日に職員向けの法令関係の研修というのを実施していただいております。法令を楽しもうと銘打って、法令に関する初歩的な内容を研修していただいたわけなんですけれども、今後もうこういった、今回は初任者向けの内容ではありましたが、引き続きこういった法制執務に関するような研修を継続してまいりたいと考えております。

あと、今後求めるものということでございますが、ちょっとご質問の趣旨と合うかどうか分からないんですけれども、実は県内の事例として町村では導入事例がまだないという現状です。ただ、実は町村にこそ必要なものじゃないかなという感触を得ております。といいますのも、町村というのは結局組織が脆弱でございますので、どうしても一つの業務に複数人で当たるといことがなかなか例としてございませぬ。一人の人間が様々な業務をやっていると、孤独な中で進めていると、そういった現状がありますので、そういったときに例え間違っていなくても、これで大丈夫だよというアドバイスがあれば非常に心強くて、本当にあ

りがたいなと感じておるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） よくちゃんと観察されているようで、ちょっとびっくりしました。私も、職員向けの法令研修によって職員の法的レベルを上げることは河合町にとって重要なことと考えております。それで制度導入に関して議員発議をしましたが、私として制度導入の目的、これは1点目として行政改革の必要性が叫ばれる昨今において、リスクマネジメント体制を構築することで、住民からの信用の構築、河合町のイメージ向上、職員の法的センスや士気の向上を図っていくこと。2点目として、行政対象暴力や不当要求行為への対応、公債権、私債権等の未収債権の管理回収、公立学校における事故や苦情対応にありました。河合町の制度導入は先ほど言われましたように奈良市、天理市、橿原市に次いで県下で4番目ですが、今後は他の市町村においてもリスクマネジメント体制構築の観点から導入は増えていくと予想されます。今回は制度導入後の検証もきっちりとされているのでひとまず安心しましたが、制度の活用には町民の税金が使われていることを忘れずに、これからも河合町の未来につながるように有効に活用していただきたいと考えます。

以上で質問を終わります。

○議長（梅野美智代） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は11時20分からです。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（梅野美智代） 再開いたします。

---

◇ 杵本光清

○議長（梅野美智代） 2番目に、杵本光清議員、登壇の上、質問願います。



○8番（杵本光清） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本議員。

（8番 杵本光清 登壇）

○8番（杵本光清） 議席番号8番、杵本光清でございます。

通告書に基づきまして一般質問のほうをさせていただきます。

令和4年度の予算編成が行われ、本議会に上程されています。河合町におかれましては財政の健全化を進めながら住民の安心安全を守り、さらには町の将来に希望を持てる事業を行っていただきたいと常日頃考えております。

そこで質問いたします。

令和4年度の主な事業としてどのような事業を予定されているのか。まずその説明をいただきたいと思っております。

再質問は自席にて行いたいと思っております。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） それでは、令和4年度に実施いたします主な事業について説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策として国から交付される臨時交付金を活用し、感染予防品の備蓄や高齢者インフルエンザ予防接種にかかる自己負担額の助成など8,503万円を計上しています。

河合愛A I構想の重点施策である教育のまちづくりでは、教育支援体制の整備といたしまして政府の決定に先駆けた小学校35人学級の実施、また英語教育の充実のため海外とのオンライン英会話レッスンやA L T外国語指導助手の1名増員、そして電子図書制度を活用した学校図書館機能の充実事業などの予算を計上しています。

子育て・子育て環境の充実では、かがやきの森こども園にタブレットの導入によるI C T環境の充実や紙おむつの処分をこども園で行うことで保護者支援を図るため、専用のダストボックスを設置し、また学童保育所における保育の充実を図るためクラスを増室するための予算などを計上しています。

次に、住民の安心安全を守るための内水対策事業として、内水被害地区を対象に対策が必要な貯留施設などを整備するための用地測量業務として1,500万円を計上しています。

また、河合愛A I構想の重点施策であるファシリティマネジメントの推進では、旧第三小

学校利活用事業における設計業務を今年度に契約締結し、令和4年度へ引き続いて実施していきます。

以上でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 財政状況が非常に厳しい中なんですけれども、この内水対策であったり旧第三小学校の利活用というものを進めていくに当たっては今後も財政負担がかなり多くなってくるかと思えます。その中でも財政のコントロール、その部分での説明を課長、いただけますか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 内水対策事業、また旧第三小学校利活用事業を実施することで、一時的に事業の財源として予定している地方債の残高が増加するといったこともございます。しかし、町で毎年度策定しています財政収支見通しには、この2つの事業を既に盛り込んでおりまして、将来的な財政運営の見通しの下計画的に進めているものでございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 内水対策につきましては先ほど中山議員のほうに質問されまして、明日大西議員が質問されますので、旧第三小学校の利活用についてちょっと質問させていただきたいと思えます。

旧第三小学校利活用事業、第三小学校については非常に関心の高い事柄なんですけど、令和4年度事業としてどのようなことを考えておられるのか。担当次長のほう、お願いできますか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島計画推進室次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） 今年度実施しております基本実施設計業務につきまして、令和4年度に繰り越した上で引き続き設計業務を続けてまいります。なお、方針といたしましては段階的な整備を考えておりますことから、全体業務の中でまず体育館の改修に関する業務を先行して現在取り組んでいるところでございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 体育館ということでしたけれども、今後その体育館を先にということですが、スケジュールと設計料等々、説明願えますか。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中島次長。

○まちづくり推進部次長（中島照仁） スケジュールであります。先ほども申しましたとおり段階的に整備した上でご利用いただくことを考えておりました。まず先行して令和6年4月より体育館をご利用いただき、1年遅れとなります令和7年4月よりグラウンドに最も近い校舎棟をご利用いただくことを目標に現在設計業務を進めているところでございます。

次に、設計額につきまして、昨年12月15日付にて委託契約を締結いたしまして、その委託料につきましては、税込み2,563万円でございます。

以上です。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本議員。

○8番（杵本光清） では、一番聞きたいことを聞いて終わりにしておきたいと思います。町長に質問いたします。

新年度予算に込めた町長の思い、覚悟、それをちょっとお聞かせ願えますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 令和元年5月に町長に就任して依頼、財政状況の改善につきましては早急に取り組むべき大きな課題であったと思います。そのため、既に計画されていた財政健全化計画を、とにもかくにも着実に進めながら、住民サービスを低下させない形でさらなる健全化を図るため税務改革プロジェクトチームの設置や職員の給与削減に加えまして、新しい早期退職制度の創設等の財政健全化策を実施してまいりました。また、財政の健全化に全庁挙げまして取り組むため、庁内検討会議を継続的に実施するとともに、中堅、それから若手職員によります行財政改革検討会議も立ち上げました。こうした取組の効果もありまして、決算の黒字化や基金への積立ても行うことができ、少しは明かりが見えてきたような、そういう実感を持っております。

そしてやっと、令和4年度には住民の皆様の安心安全を守るための事業、河合町を将来につなげていくための事業の実施に向けまして邁進する大きな1歩を踏み出すことができるこ

とになりました。しかしながら、財政状況につきましてはまだまだ予断を許さない、そういう状況でございます。財政の健全化につきましては、今後も引き続き全庁挙げまして取り組んでいかなければならないと認識しております。

そういったことから着実に健全化を進めるため、奈良県の支援を受けながらこのたび財政健全化計画の見直しを行いました。そして財政の健全化を進めるとともに、町の魅力を向上させる取組が必要だと考えております。私の強い思いであります人に優しい人情あふれる町温かい町を将来像とする河合愛A I 構想の実現に向けまして決意を新たにしているところでございます。

令和4年度予算の主な事業につきましては、昨日も施政方針演説でいろいろ説明させていただきましたが、先ほど財政課長からも説明を申し上げましたように、河合愛A I 構想の重点施策であります子育て・子育て環境の充実、教育のまちづくりにおきましては、住みやすさ、育てやすさをPRするとともに、将来の町のための投資でもあるとそういう考えの下に予算を計上させていただきました。

ファシリティマネジメントにつきましては、南海トラフ地震の予測も伝えられます中、住民の皆様方に安心安全な生活を送っていただくため、旧第三小学校の利活用を進め、避難所機能を有する体育館としての整備、そして耐震未対応の中央公民館の機能を移転するとともに、多くの町民が世代を超えて利用でき、生きがいや安らぎを感じていただける魅力ある施設として整備を行ってまいりたいと思います。

この施設整備を1日も早く進めるため、昨年12月には旧第三小学校跡地利活用検討及び公共施設再配置計画推進室を設置いたしました。令和4年度においても鋭意取り組んでまいりたいと思います。そして、今日も先ほどご質問いろいろいただきましたけれども、住民の生命、財産を守る上で不可欠な事業であるとの認識の下、不毛田川流域の内水対策事業にかかる予算を計上させていただきました。奈良県とも協議の上、早期実現に向け取組を進めてまいります。

今これまで全ての事業を詳細に申し上げることはできませんが、住民の皆様が安心して暮らすことができ、将来に夢を託せるまちづくりを実現するため、いろいろな知恵を絞って予算を計上させていただきました。引き続き先生方のご指導、ご協力をいただきまして、しっかり頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

私の一般質問、終了させていただきます。

○議長（梅野美智代） これにて杵本光清議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

休憩 午前 11時35分

再開 午後 1時30分

○議長（梅野美智代） 再開いたします。

---

◇ 長谷川 伸 一

○議長（梅野美智代） 各時間の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分を過ぎて発言を続けた場合は、マイクのスイッチを切らせていただきます。

また、飛沫感染防止のため、理事者の答弁及び議会議員の再質問以降は着席のまま対応をお願いいたします。

なお、質疑の際は、マスクを外させていただくことがあります。ご了承ください。

3番目に、長谷川伸一議員、登壇の上、質問願います。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） こんにちは。議席番号7番、長谷川伸一。

通告書に基づき一般質問いたします。

なお、一般質問に当たり、議会におられる議員の皆様と理事者側担当の方にはあらかじめ通告書以外に参考資料2枚をお渡ししております。

傍聴者の皆さんには、財政健全化計画改訂版のコピーを貸出ししていただいていると思いますので、ご参照願います。

また、私の一般質問通告書の文中に脱字誤字があり、おわび申し上げます。

今回の質問は、河合町財政健全化計画改訂版と令和5年度以降の町政運営のかじ取りについての議事事項だけです。

1番、財政健全化計画改訂版と令和5年度以降の町政運営のかじ取りについて、(1)財政担当の方にお尋ねします。先般、提示された健全化計画改訂版の内容、計画の見直しにおける令和4年から8年の5年間の年度別効果額一覧表に関して質問します。

1、町税収入、自主財源の確保として、効果額4億7,214万円、2、事務事業の見直しとして約3,621万円、3、人件費の抑制として約3億5,655万円、4、経費の節減、合理化等財政の健全化として1億200万円、5、公共施設の管理運営として約1億9,846万円、6、公債費負担の低減に向けた取組として約1億2,547万円、健全化による効果額合計で約12億9,085万円となっております。

質問①6の公債費負担の低減について、令和9年度から令和18年度までの公債費の負担増減はどのようになるのでしょうか。

②3の人件費の抑制について、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ定年延長する制度が実施予定と聞いております。これらの定年延長の実情を考慮しての人件費削減計画でしょうか、ご説明ください。

③1の町税収入、自主財源確保について、この額の中に町有地3用地の売却計画は含まれており、法隆寺インター隣接地以外で土地開発公社から購入した町有地や西穴闇地区の旧共同浴場、旧心の交流センター等の売却計画は立っていないのでしょうか。

④5の公共施設の管理運営について、5-(1)既存施設の見直しについて、各年度の見直し内容の詳細を教えてください。

2、(2)計画の実施にある効果比較、①財政収支見通し健全化策実施後数値の表に関して質問します。

質問①歳出、その他の項目の数値の内訳と内容をご説明ください。

(3)健全化計画改訂版全体について質問いたします。

①今後、財政運営上、公債費、元金償還の繰延べを再度実施する可能性(考え)はありますか、その他もろもろお尋ねします。

最後に4番目、(4)清原町長にお尋ねします。

質問①奈良県から2年連続財政重症警報団体と指名され、今回1億8,990万円の無利子融資を受けることを町長としてどのように受け止めておられますか。

②この約20年間、本町の財政状況が改善できないのは、いかなる要因、事由によるものか、町長のご見解をお示してください。

③計画書の中の令和4年から6年の3年間で投資的経費約57億円の巨額先行事業について、さきの12月議会で事業の概要は聞いておりますが、後回しにできない事業も多くなります。そのような中で優先順位をどのように町側は検討していますか。

④実質公債費比率は令和4年から6年は一旦は17%以下で推移する見込みですが、令和7年度から令和10年度は再度起債許可団体となる基準18%以上になります。令和7年度が河合町にとって非常に試練の年度となると危惧としています。どのように対処、取り組むのか教えてください。

⑤町の活性化と振興。

若い世代の流入を図るために、まず一番にやることは財政再建（健全化への強力な推進）かと考えますが、今後の町長の抱負と将来展望等を教えてください。

壇上での質問はこれで終わります。

再質問は自席にて行います。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） それでは、お答えさせていただきます。

まず1点目です。健全化計画の年度別効果額に関しての質問でございますが、公債費負担の低減につきましては、奈良県の財政支援制度を活用した既発行債の借換えにより、令和8年度までは公債費負担の低減となりますが、令和9年度以降は増加する見込みとなっております。

次に、人件費の抑制についてでございますが、定年延長制度を考慮して削減効果額を見込んでおります。

次に、公共施設の管理運営における既存施設の見直しの各年度の内容でございますが、町民プールの休止、豆山の郷3階浴室の廃止につきましては、令和2年度以降に既に実施しており、継続実施している健全化の取組としております。

また、既に作成した長期修繕計画や中期保全計画を基に、図書館を除く文化会館につきましては令和4年度中に、総合福社会館豆山の郷につきましては令和5年度中に施設の在り方

を検討することとしております。

2つ目の質問としまして、財政収支見直しにおける歳出のその他の内訳でございますけれども、これにつきましては、一部事務組合などへの負担金や社会福祉協議会への補助金など、予算科目の性質別分類において補助費等とされるものと、施設の維持修繕など性質別分類において維持補修費とされるものでございます。

3つ目の質問としまして、今後の財政運営におきまして、令和元年度に実施しました公債費の償還条件見直しを再度実施するという考えは、現在のところございません。

以上でございます。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 私からは、町税収入、自主財源確保の中でご質問いただきました土地の売却についてお答えいたします。

土地の売却につきましては、その形状やその他の条件などを踏まえまして、売却が見込める土地を優先的に進めており、改訂版の財政健全化計画には、旧土地開発公社保有地については法隆寺インター北側の土地についてのみ計画として盛り込んでいただいております。

なお、その他の旧土地開発公社から引き受けた土地については、河合町町有未利用土地の利活用に係る取扱基本方針に基づき、土地の処分等を進めたいと考えております。

また、旧共同浴場、旧心の交流センターにつきましては、周辺環境を考慮の上、最適な利活用方法を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上となります。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） それでは、私に対しましてのご質問に対してお答えしていきたいと思っております。

5点ございます。

1点目は、奈良県から2年連続で財政の重症警報団体と指名され、今回の1億8,990万円の無利子融資を受けることを町長としてどのように受け止めていますかということに対しまして、奈良県から本町の財政状況に対しまして、重症警報が発令されたことにつきましては、重く受け止めております。奈良県と勉強会を進める中で、町の健全化の取組を評価していただき、そのことで無利子融資を受けることができたことを認識しております。



こうした奈良県の支援を通じまして、健全化への歩みをさらに着実なものにできると考えています。

次に、2つ目になります。

これまでの20年間、財政状況が改善できないのはいかなる要因、事由によるものかを見解を示してくださいということに対しましては、住民生活の利便性を考えまして、ほかの市町村に先駆けまして、様々な整備を行ってきた一方で、景気の低迷や少子高齢化といった社会経済情勢の変化を強く受けることになったと考えております。議員が言われましたように、これまで大変厳しい状況でございました。令和2年度以降は少し改善の兆しがあるのではないかと感じております。まだまだ予断を許さないと十分認識しておりますので、今後もさらに財政の健全化に向けまして努めてまいりたいと思います。

次に、3つ目です。

令和4年度から令和6年度の3年間で投資的経費約57億円の巨額先行事業について、後回しにできない事業も多くある中で、優先順位をどのように町側は検討しておりますかという内容でございます。

住民の皆様の安心安全を守ること、これは本当に最優先的に行っていかなければならないと考えています。そして、町の魅力を向上させる取組を進めまして、将来に希望が持てる町をつくる必要もございます。

このことから、内水対策事業や旧第三小学校利活用事業など、限られました財源の中で知恵を絞りまして検討してまいりたいと思います。

次、4番目でございます。

実質公債費比率は令和4年度から令和6年度は17%前後で推移する見込みですが、令和7年度から令和10年度は再度起債許可団体となる基準である18%以上になります。令和7年度は非常に試練の年度となると危惧しています。

それにつきましても、先ほど申し上げましたように、住民の安心安全、命を守ることにつながります、や町の将来のための事業など、必ず必要になってくる事業もございます。そのため議員が言われるように一時的に比率が上昇しますが、将来的な財政運営を見据えて計画的に進めてまいりますので、危惧されておりますことにつきましても、安心していただけるように努めたいと思います。

最後、5つ目になります。

町の活性化と振興。

若い世代の流入を図るために一番やるべきことは財政再建、健全化の強力な推進と考えますが、今後の町長の抱負と将来展望等を教えてください。

それに対しましては、魅力あるまちづくりを展開しまして、人口の安定を図り、健全財政とつなげる、そういうことの実践でさらに新たな施策を導入できるという、町を元気にしていく、そういうサイクルが生まれます。これを河合AI構想として今掲げているところでございます。これを実現していくためには、行財政の基盤である財政の健全化は非常に重要であると認識しております。

こういったことから、今回、奈良県の支援も受けながら、着実に健全化を進めることといたしまして、県の支援とともに全庁を挙げまして取組を進めることで、財政の健全化に向けて着実に改善が図られるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再質問に入ります。

（1）関連の質問をします。

担当者の方にお尋ねします。公債費負担の低減については、令和8年度まではローン返済、約1億2,500万減、効果額となっているが、9年から18年度までには増えるということをおっしゃったんですが、幾らほど増えますか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 令和9年度につきましては約900万円の増加、令和10年度につきましては約1,000万円の増加、令和11年度は約1,100万円の増加、令和12年度から18年度までは各毎年約1,300万円の増加となっております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 大体同じ、削減額と同じぐらいの同等の額になるんですけども、これ本当に、ちょっとこれ答弁は要らないんですが、真の効果額とは、僕は見ないんですが、これはやはりどうしても、この効果額に入れるのがちょっと不思議でたまりません。

次に、2番目、人件費の削減について。職員の定員数管理を基に退職・新規職員の調整を行い、人件費の削減を務めるとなっておりますが、令和4年度から今まで実施していた職員

給与カットを取りやめます。健全化の効果額は令和元年度を基準とした比較の金額です。令和元年度の決算カード上での人件費14億2,624万円は、職員給与2,800万円をカットした上での人件費と認識しております。健全化計画では、令和4年度の人件費は14億3,300万円となっております。果たしてこの目標額は達成できるのでしょうか、お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回の健全化計画における人件費の関係でございますが、現有の職員数170名から、将来的には技能労務職員の6名の退職を凍結した上で実現していこうという計画になっております。単年度で見た場合に、それが実現できるかどうかというのは、非常にちょっと今でもお答えしかねるところなんですけれども、令和2年の決算値を基に人件費を算出しておりますので、かなり近い数字では入ってくるのかなと感じております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今、計画ですから、予測ですから、できる、できんは言えないと思いますが、次に私が心配しているのは、2月25日に全議員に配付されました令和4年度の一般会計予算書の人件費は16億4,600万円です。かなり乖離があると思いますが、人件費の定義域の違い、人件費の定義ね、人件費の定義域の違い、つまり捉え方の違いがあるのでしょうか。その点、あるのならこの場で詳しく説明していただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回の全議員説明会において提示した人件費といいますのは、あくまでも一般会計における人件費の総額ということで、資料上なっていたと承知しておるところでございます。一方で、今回の健全化計画におけます財政見通しの中の数値といいますのがあくまでも普通会計、これに基づくものということで、まず差が生じるものであると考えております。

また、全議員説明会はいくまでも予算案でございまして、今回の健全化計画の見込みというのは、令和2年度の決算値を基に積み上げて、将来推計をしておるわけでございます、また、決算の際にはかなり数字が近づいてくると。

また、性質上、人件費から除外されるもの、例えば事業費支弁人件費、こういったものも考えられますので、こういった要素を加えますと、またさらに数字が近づいてくるのではな

いかと考えているところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 小野次長からの説明、私、分かるんですけども、もう一度ちょっとお聞きします。

この16億4,600万円、一般会計ということで、そして、決算カードの人件費は、例えば国民健康保険に関連する事業の職員さんの給料、下水道会計、水道企業会計に従事している職員さんの給料を引いて、差し引いた金額ということと、それと、扶助費、住宅手当とか、そういうものをもろもろ引いた金額を除外した金額ということでいいですか。その点教えてください。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 健全化計画上の人件費といいますのは、今、議員おっしゃられましたように国保特会とか介護特会、こういった事業を決算処理をすることによって、それぞれの特別会計に振り替えた後の普通会計の人件費ということになります。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 次に、人件費について。令和5年度から定年延長が開始します。今までの場合、60歳で部長、課長職で定年ならば、それぞれの退職時の職級の基本給に規定の計算での退職金が支払われることになっていると思います。役職定年制度の導入はどのように実施するのでしょうか。民間企業でしたら、よく実施されているのは55歳での役職定年といったような制度で導入しているのが多いんですが、こういう自治体ではどのように今後計画しているのか教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 役職定年に伴います制度設計に関しましては、今後、条例案などを基にまたご説明させていただく機会もあろうかと思えます。また、退職金につきまして、我々は一部事務組合で実施しておるところから、ちょっと確定的に答弁することができないんですけども、数々のそういった説明資料を見ている限り、在職時の一番給料が高かった時点で算出したような退職金制度は維持されるのではないかと考えておるところでござ

います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

次に、自主財源確保について質問します。

遊休用地などの売却をいつときも早く行うことが現在の町の一番の務めと思います。さきの議会で私の質問に対し、第三者有識者など含めた売却検討委員会、プロジェクトチームといった設置を考えないとのことでしたが、それならば、現在の町有財産等売却処分審査会の組織を強化して、メンバーの刷新も行い、数も増やし、売却計画を策定してもらうことは考えませんか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 町有財産等売却処分審査委員会の構成ですが、そういった各要綱、規約等にも書かれている内容になりますので、もしそういったメンバーの強化などを行う場合であれば、まずは委員会に諮った上で、ご決定賜ることになろうかと思えます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長にお尋ねします。

町有地が非常にここ最近、売却が遅れております。やはり自主財源を確保するには、売却を一層早く進めないといかんと思います。清原町長も以前この売却等処分審査委員会のメンバーになられておられました。もう経験されています。この点、どのようにお考えでおられますか。もうこのまま無作為とは失礼なんです、そのままでいいのかどうか、その点ちょっとご意見ください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員ご指摘のように、私も議員時代にその委員会にちょっと入らせていただきました。その中で、今ちょっと顧みますと、広瀬台保育所の売却に関わったわけなんですけれども、やはりいろんなちょっとハードルが出てまいりました。そのときは、会議をとにかく定期的に進めることで、全員の意見とか集約しました。最終的にどういう形で売却していこうということで、多分、路線価になったのか、ちょっとどうかそれは忘れたん

ですけれども、とにかくみんなの意見の中で、これでいこうということで決定いたしました。それでホームページなり、多分いろんなところへ情報を流して、一応売却できるようになったと思っております。

議員おっしゃったように、とにかく早くそういう部分につきましては、しっかり売却して、それから収入のところに増やしていくということで、また担当課のほうにも計画をしっかりと進めながら確実にそういう部分で収入を増やせるように指示していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私が今、町長にお尋ねしているのは、売却等処分審査委員会で委員会の在り方は、常に売却計画の承認をすとか、そういった場合のお墨つきを与えるというような形で承認しているんですけれども、それを一部、今後、売却検討も含めて、その機能を増やすということをする考えはあるかどうかということです。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今言っていた点につきましては、前進させるということで、必要に応じてしっかり検討してまいりたいと思います。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） じゃ、ちょっと論点ずれるかも分かりませんが、先日、上牧町の広報紙で学んだことなんです、上牧町は令和3年度、遊休農地7筆売却しまして、その売却益を第三セクター推進債の繰上償還に充てるようなんです。この繰上償還する場合、上牧町の関係者に尋ねたところ、何ら利子相当の違約金は銀行側には払わない条件で金融機関と契約しているとのことなんです、河合町の土地開発公社関連の第三セクター推進債の残高22億9,000万円の一部、今後もし繰上げ返済する場合、違約金は発生しますか。その点、N銀行とY信金との契約条件はどのようになっているのか教えてください。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 繰上償還でございますけれども、今年度、奈良県の財政支援を受けて繰上償還というのを行いますけれども、銀行につきましては、先ほどおっしゃられました

大和信用金庫ということになります。こちらにつきましては、この繰上償還の際に違約金というのが発生しないという形で行います。

その他の銀行につきましては、それぞれにそういう契約の際に違約金が発生するということになっておりますので、そういうことをご理解いただければと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この違約金については、後の段でまた質問します。

次に、公共施設の管理運営、既存施設の見直しについて質問します。

町長にお尋ねします。

町長、令和2年度に策定された総合福祉会館豆山の郷の中期建物保全計画と、令和3年11月に策定された文化会館まほろばホール長期修繕計画を詳しく読まれましたか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 一応、流れにつきましてはちょっと確認させていただきました。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 数値的なことも理解されておられますか、数字。計画でどれだけお金がかかるとかそういうのは。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） ちょっと今、ご質問していただいた内容につきましては、大ざっぱな形で、例えばまほろばホールにつきましては修繕というか、していくのには、かなりの金額がかかるとか、そういう個々の施設につきましても、担当課から報告はちょっと受けております。今ちょっと幾らかとか、その内容についてはちょっと今、頭に、記憶というか、残ってございませんので。そういう流れについては担当課のほうから、こういうことですと。今、議員おっしゃったように、それにつきましては、来年度、それから次年度に、しっかりとどのようにしていくかという方向性を示していかなければならない、もうそういう時期に来ているということは認識しております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

私もこの計画書を閲覧させていただきました。ちょっとこの場で言うのは控えたいんですけども、時節柄ですので、申し上げます。今後30年間で豆山の郷では約40億円以上、計画だけです、必要経費がかかる。まほろばホールでは、同じく30年で36億円ほど修繕という経費がかかるようになっていきます。このような莫大な経費がかかる中で、このまま放っていていいのかなど。私は、本当にお金、こんな76億円もかかるような莫大な費用は慎重に、もう時間を早く決めてどうするか決断をするべきやと思います。こういったことも含めて、やれることからやっていくという言葉をよく言われますけれども、決断するときも早く決断して、できるだけそういった今後の将来の若い世代に負担のないように図っていただきたいと思えます。その点、いかがでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 昨年からはちょっと県主導でも、北葛城郡と大和高田市、首長中心になりまして、本町では管財課が中心になりまして、前橋工業大学の先生が中心となって、ちょうど旧北葛と大和高田市の人口と、多分、埼玉県川口市だったと思うんですけども、それを比較して、施設の在り方についてどうなのかということをお調べしております。私も1回行かせていただきました。川口市の場合は、そういう大きな体育施設は2つぐらいで十分機能しているとか、大きな文化施設も2つぐらいで機能している。ただし、こちら旧北葛と大和高田市の場合は各自自治体に一つの大きな体育館があったりとか、それから、大きな文化施設を持って、かなりいろんな面で無駄な経費を使っているという、そういう指摘はございました。

河合町につきましては、まほろばホールにつきましては、その先生の評価では、二重ペケという言い方はちょっと語弊は出るんですけども、駅から遠いとか、それから駐車場がないとか、観客席が中途半端になっているということで、その先生の評価では、まほろばホールはもう要らなくて、あとの例えば上牧とか、どこかとそういう文化施設については共同で利用というか、運営していくほうがベターじゃないかというような、そういう話がちょっと出ております。

ただ、その会議のとき、各町でも、うちも公民館とか中央体育館を三小のほうに移す、各町でも今、市でもファシリティマネジメントをしておりますので、そういうことも加味しながら、将来的にどのように持っていくかということも今検討しているところでございます。



先ほど議員おっしゃったように、しっかり今、経費の部分も、エビデンスをしっかりすることとか、もしそれを中止というか、休止したり、売却になるかどうか、まだ何も決まっていないですけども、そういう場合は住民の方のちゃんとご意見とかも聞いて、利用されている方もございますので、いろんな面のケアをさせてもらって、今おっしゃったように決断ですかね、それはしていく必要があると自分でも思っております。そういう遠いあれじゃなくて、財政をとにかくよくするというので、その決断はしてまいります。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） その計画については、広陵町が幹事の町で出して策定していましたんで、読ませてもらいました。これ時間の関係上、この部分については触れません。

次に、（2）の関連について質問します。

財政収支見通しの表についてですが、お手元に配付しました参考資料1をご覧ください。

12月議会での財政課長の説明と、後日頂いた資料で、私なりにまとめた令和4年から7年までの4年間の投資的経費明細の内訳表です。

そこで質問します。令和7年度から可燃ごみの売却の事業は天理広域組合とまほろば環境衛生組合による業務が、事業が開始されます。可燃ごみの売却施設、ごみ搬出の中継施設の建設費の負担が今後発生してきます。天理広域組合の費用の負担額は、この表には含まれていますが、まほろば環境衛生組合の中継施設の建設費用の負担は、なぜ投資的経費明細に入っていないのか、理由を担当者の方から教えてください。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） まほろば環境衛生組合でございますけれども、これは負担金としまして、この投資的経費ではなくて、補助費等という項目の中に計上しているものでございます。その理由としましては、まほろば環境衛生組合におきまして、この施設整備を国庫補助を受けて、さらに地方債をこの一部事務組合で発行すると。残りの一般財源部分なり、起債の償還といった部分について町に請求が行われて、その負担を町がするということとなりますので、この負担金として、補助費等に計上しているということでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一）　じゃ、天理組合は各10市町村が各自治体で資金を賄うと。今、まほろば組合のほうは、組合債を発行して、組合で各3町に負担するというので理解したらいいんですね。分かりました。

そこで聞きたいのは、まほろば環境衛生組合の負担金が歳出、その他の項目に入っているということですから、令和4年から9年までにそれぞれ幾らほど含まれているか教えてください。

○財政課長（新井俊洋）　はい、議長。

○議長（梅野美智代）　新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋）　まほろば環境衛生組合の施設整備にかかる負担金でございますけれども、既に公表させていただいております財政収支見直しにおきましては、令和5年度に1,900万円、令和6年度に約2,000万円、令和7年度に330万円、令和8年度に580万円、令和9年度に570万円となっております。

○7番（長谷川伸一）　数字的なことですから、また後日お聞きします。

この問題については、また処理事業については、4月以降のごみ特別委員会、また今後、来週の予算委員会等で触れさせていただきます。

次に、（3）の健全化計画全体について質問します。

令和元年度、令和2年、3年、4年の4年間の公債費元金償還繰延べの件ですが、令和2年3月、一般会計予算審査特別委員会で、私が地方債残高推移表の中の第三セクター推進債の元金償還分が空白になっていることを指摘したことにより、公債費繰延べを行ってきたことが発覚しました。

再確認のために、令和元年、2年、3年、4年度の繰延べ元金償還の各年度の額を教えてください。

○財政課長（新井俊洋）　はい、議長。

○議長（梅野美智代）　新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋）　令和元年度に行いました償還条件の見直しでございますけれども、令和元年度の分としまして約4,000万円、令和2年度、3年度、4年度それぞれ約2億3,000万円でございます。

○7番（長谷川伸一）　はい、議長。

○議長（梅野美智代）　長谷川議員。

○7番（長谷川伸一）　約でいいんですが、6億9,000万プラスじゃなくて、合計約7億3,000

万ということでもいいですね。

では次に、令和元年から4年までのこの元金償還先送りによる後年度の利子負担が幾ら増えるか、正確な金額を教えてください。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 利子の増加額につきましては、約5,900万円でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） いったったか、2年前ですか、6,600万とかいう数字を聞きましたけれども、5,900万円が正しい数字ということですね、確認をお願いします。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） おっしゃるとおりでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 次に、平成17年に戻りまして、17年でしたか、河合町水道企業会計から特別に4億円を一般会計に繰り入れています。そのほかにその当時、公債費元金償還を繰延べしたと聞いておりますが、確かな金額と期間を教えてください。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 平成16年4月に償還条件の見直しを行っておりまして、平成16年度から18年度の各年度でそれぞれ3億5,000万円を行っております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） すみません、16年から18年、3年間で年当たり3億何ぼですって。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 3億5,000万円でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） トータルで10億5,000万を繰延べしていたということなんです、はい。

本当に今回、公債費、今年度もこういった公債費の繰延べはしないような答弁をいただいたんですけども、このままこのような状況で公債費繰延べしなくて済みますか。そのほかに何か方策を、いろんな対策を持っておられるのでしょうか、抜本的な。財政健全化に向けて、これ以外に何か方法、町長、何かお考えでしょうか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 今、長谷川議員の言っていただきました平成16年度の部分につきまして、ちょっと説明だけさせていただきます。

16年度というのは、国の三位一体改革の始まった年であるということになっています。その際に見込まれた部分といたしましたら、交付税が大幅に減少されたというところでございます。国の一方的で唐突な改革という形で、16年から18年度で約5億3,000万円の減少が見込まれたということでございます。このことによって財政運営というのはかなり影響を受けたということで、こういう形を取らせていただいたということでございます。

今回につきましても、償還条件の見直しということをさせていただきましたけれども、行政サービスの低下を招かないというところと、あともう一つ、財政需要が集中する年度の財源の平準化を図らせていただいたというような今回の趣旨でございます。

今後、先ほど新井課長のほうが申し上げました、現時点におきまして、それは考えていないというようなところで発言させていただいたと思います。実際に町としましては、国の動向というものによって大きく左右されます。国の動向なり、社会情勢ということもありますけれども、それによって、今後絶対はないということは、それは言い切れないというふうには考えております。ただ、現時点におきましては、財政運営をコントロールしながら適正というか健全化も図りながら努めているという形でさせていただいております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 上村部長にお尋ねします。

平成16、17年頃にそういった内容をもろもろを詳しく議会側にご説明されましたか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、ちょっとこの当時の部分というのが、僕も実際、議会に入っておりませんので、何とも言えないところはあるんですけども、今回同様、償還の額が毎年3億5,000万円減少しているというところがございますので、その辺は議会でも説明をさせていただいているというふうに認識しております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ちょっと今度は、分かりました。

今回の奈良県の無利子貸付けで判明したことで、河合町のメイン銀行はどこなんですか。ちょっと財政課長、お聞きします。

○財政課長（新井俊洋） 議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 私は南都銀行ということで認識しております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） N銀行とY信金がありまして、N銀行は令和2年度の町債残高127億円のうち、N銀行から借り入れている金額は約47億円ぐらいだったと思います。Y銀行から借りているのは12億円借りています。それで、各金利を見ますと、N銀行のほうが高約0.1%高いんです。本当はメイン銀行でしたら安くして自治体に貸していただきたいんですけども、そこら辺は交渉できないんですか。その点ちょっと教えてください。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 金利の違いにつきましては、借り入れた時期等によっても金利というのがやはり変わってくる部分がありますので、差というのが出てくるかと思いますが、これは借り入れるときには、交渉というのは当然できることですので、それはこれまでもやってきておりますし、今後もやっていくということでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 金利はそのときの相場で、相場というか利率で決まるんですけども、ちょっと質問します。

現在、第三セクター債で地方債残高は22億9,000万円残っています。2つの銀行から借り

ていて、N銀行は残高14億9,272万円、金利は0.792%です。Y信金は8億円です。金利は0.70%です。それで今申し上げたように、N銀行分は令和2年度末は地方債残高は127億8,000万円のうち、N銀行は47億円、Y銀行は約12億円を借りている。このようなちょっとアンバランスな、普通でしたらもうちょっと下げていただいて、なぜこれにこういう金利になるのか教えてください。同じ時期に借りた金額ですよ、債務ですよ。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 私のほうからお答えさせていただきます。

平成25年に三セク債の借入れを行っております。時期としては同じタイミングで実施しております。

先ほど新井課長のほうも言っていましたけれども、その金利に関して交渉という部分がありましたけれども、実際に借り入れる際には入札という形でさせていただいております。だから、指定金融機関に限らず、利率の安いところで借りるような形でさせていただいているので、やましんとかそういうところも借入れを行っているというような状況になっております。

今回、その三セク債の部分なんですけれども、合計で28億9,600万でしたかね、総額をすみません、ちょっと忘れまして。その総額に対して利率の入札を行いました。大和信用金庫につきましては確かに0.7%ということになりましたが、上限を設けるという形で、向こうのほうからも提示がありました。その関係で、残りの部分については南都銀行という形でさせていただいた、です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） どうもこの金融に対する、借金に対する感覚がちょっと分からないんですけれども、金利が安いほうへたくさん借りたほうが町は助かりますし、例えばこの公債、第三セクター推進債が繰上償還する場合に、N銀行は違約金を払わないかん、Y信金は違約金を払わなくていいと。この違約金のことは、これは契約上どようになっておるんですか。例えば念書を取られるとか入れるとかされているんですか。こういう場合はこういう支払いしますよって、ある銀行にはそういうのを入れているんですか。その点ちょっと教えてください。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 違約金につきましては、おっしゃられますように念書という形で繰上償還のときのそういった支払が必要であるということで締結しております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回この念書については、考え方が違うんで、今後よく財政のほうでも、町長も含めて、銀行との取引をもう一度、公平に見ていただいて、管理していただいて、できるだけ負担のかからないような施策を取っていただくようにお願いします。

あと、今後については、令和5年度からの事業が、大規模事業がめじろ押しですけれども、この事業で今言った内水対策、旧第三小学校、天理広域、いろいろあるんですけれども、今、町長は、まずは一番最初にやらないかんという事業はなんでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今朝からも言わせてもらっておりますけれども、やはり生命、一番、命とか、それにつきまして考えております。例えば南海トラフ、いつ起こるか分からないということもございます。ちょうど役場の南側の中公民館とか中央体育館につきましては、最新の耐震もできていません。それを活動しておられるときに、もしそういう大震災がございましたら、やはり多くの命が奪われる。そういう状況になってしまいます。だから、ファシリティマネジメントの部分については最優先に考えておりますし、また、順列はつきにくいんですけれども、今日、朝、中山議員からもおっしゃっていただきました内水対策につきましては、川合とか、旧名で言いますと市場地区を中心に廣瀬神社、それから数軒のお家、また、規模によっては数十軒、水害に遭うという状態もございます。だから、そういう部分については、財政が厳しい状況でございますが、しっかり、それ2つを今、最優先に、大きな事業としては取り組むべき課題かなということを強く思っております。

以上でございます。

○議長（梅野美智代） 残り時間5分です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 5分ですね。そろそろまとめます。

清原町長にお尋ねします。

①で無利子融資を受けることに対してどう思うかということなんですけれども、重く受け止めるようになっておるんですけれども、私はちょっと違うんですよ。重くじゃなくて、恥ずかしいんですよ、河合町としては。町民としても、議員としても。そこをどのように思っておられますか。重くと、やはり河合町もプライドがありますから、そこに重症警報やとって、ああいうふうに奈良新聞、各新聞に書かれていることは、町民も恥ずかしいんですよ。その点どのように認識されているか教えてください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 私も学校現場に長いことおまして、それで議員を1期させていただきました。その中の課題としては、言われていたのは、河合町の財政が非常に悪くなっているということで、今、議員おっしゃったように、そのときも感じていました。やはり何でもこんなに悪くなったのかなということを本当に思っておりました。ただ、そういう部分、しっかり事実として受け止めることと、それを基にしまして、少しずつでも河合町の財政がよくなるように取り組んでいきたいと思っています。

だから、新聞とかいろんな面で書かれておりますけれども、事実としては、重症警報の中の5つの今、市町の中に入っております。ただ、4つぐらいの指標で判断されているわけなんですけれども、経常収支とか、できるところは改善していこうということを強く思っております。議員と同じように、河合町はそういう財政面で重症だと出るとは、自分自身も恥ずかしく思っている部分はございます。だから、早くそこから抜け出るような手だてをさせていただきまして、生命、そういう命を守る取組をしていかなければなりませんけれども、しっかりとというか、少しでも明るい光が見れるように頑張っていきたいと思っております。

特に地震の話、さっきしましたけれども、また、年々、台風とか大雨とか厳しくなっている状況もございますので、財政調整基金もかなり、バトンタッチをしたときには四千何百万で、すごくちょっと厳しい状況だったのをちょっとでも、その部分については積み上げさせてもらって、県とか国からのそういう何か大きな災害のときにお金すぐ出ませんので、町としてすぐ動ける、そういう体制を今強く思っています。そういうことで、財調にもちょっとでも、少しでも積み上げたいというか。

議員おっしゃったように、気持ち的には早くそこから脱したいというのが私の気持ちでございます。

以上です。



○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長にまたお尋ねします。

今、財政から脱するには、やはり条件としてもっと絞らないかんとところは絞らないかんですよね。その点、歳出の削減をもっとどのようにするか、もうちょっと、もし今、浮かぶことがあったら言ってください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今いろんなちょっとすぐ言葉で言えないんですけども、3つか4つの課題、財政当局のほうで今こちらのほうに説明してもらっております。その中の課題というか、1つでもやれるところはやるという、そういうところで今考えて進めております。いろんな契約部分でも先生方、いろいろちょっと見直そうとかそういうご提案もありました。その場でもやっぱり人の配置、これから新採というか、また町の運営で人を雇っていく、そういうところも考えなくてはいけないんですけども、自分のこの財政と見合わせまして、どういう形で人を雇っていくかということも考えていきたいと思っています。今3つか4つの課題をちょっと整理している中で、やれるところからやるということで今財政のほうも取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長にお尋ねします。

2番目の項目で財政状況を改善できないのといったときに、他町に先駆けて様々な整備をしてきましたとおっしゃっていますけれども、河合町、この近隣の町と比べたら何も先行、先駆けて特別にやっている事業というのは見当たらないんですけども、どうしてこんなにこの河合町は財政に苦しむのかなと、私は常に思っているんですけども、その点どうでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 私もいろいろ県下の首長会議とか行かせていただきまして、北葛はよく似た感じになっているんですけども、例えば下水道のインフラ整備につきましても、河合町は上牧町の次に、ちょっと2番目にきっちり整備できているとか、いろんな首長さんと話

していたら、うちはまだこれから50%ちょっとしか行っていないので、これから大変厳しい状況にあるんですとか、そういうお話も今参加する中で聞かせていただきました。だから、一例としましても、そういうことでお金を河合町はしっかり使ってきたんだらうなということで今認識をしております。ほかの面でも今の状態が当たり前のような感じで私も捉えているんですけども、他の市町村と比較だけでは駄目なんですけれども、今言った一例として、そういう下水道管理等々そういう部分ではしっかりやってきたんだらうなということを思っております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長、分かりました。町長にも最後お願いします。

今後の将来のことを考えるには、過去の経緯を分析して過去を知って今も知って、それで将来をつくるというのが根本だと思いますので、もっと過去のことを分析していただいて、どこに欠があったのか、誤りがあったのか、またいい点があったのかも含めて検討していただくように切に要望します。

あと、上村部長にお尋ねします。

平成29年11月でしたか、第一小学校、第二小学校、第三小学校でタウンミーティングが行われました。そのときの当時を思い出しますと、財政状況と河合町のこども園の建設に関連して財政状況についてのご説明をいただきました。そのとき29年ですから、財政健全化計画の改定版が出されていまして。そして、そのときの言葉がまだ耳に残っております。平成33年、平成34年頃にはピークを超えて平準化してなだらかに低下していきますと言っていたけれども、今現状はこのような状況です。これをどのように上村部長、今会計責任者として重責にあられるので、どういうふうにお考えなのか。また、このまま同じようなやりくりで、先送りしたり財政運営をするのか。財政運営の王道なのか、邪道なのか、そこら辺をちょっとご見解をください。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

すみません。ちょっと29年11月のタウンミーティング、どういう発言をさせていただいたかちょっと今すぐ手元にないので分からないんですが、今言っていた部分ですが、先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたように、社会情勢とか国の動向というところ

は、特に国の動向というのは大きく町に影響を与えるというところもございます。実際に人口の減少というのが当初予定しておりました部分以上に加速しているというところと、あとそれに伴う町税の減少、あとそういった部分のところで収支の見通しの部分で変動が生じているということになるのかなと思います。ただ、ちょっとすみません、当時の発言させていただいた部分というのが今手元にございませんで、また誤ったこととお話しさせていただいてもあれなので、ちょっとこのあたりで、よろしく願いいたします。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員、残り時間1分切っています。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） まとめてください。

○7番（長谷川伸一） 終わりとしまして、過去のことを学んでいただいて、できるだけ同じような過ちではないですけれども、同じようなことを繰り返さないように財政運営を図っていただくようお願い申し上げます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（梅野美智代） これにて長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

暫時休憩とします。

再開は14時45分からとします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（梅野美智代） 再開します。

---

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（梅野美智代） 4番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

(10番 馬場千恵子 登壇)

○10番(馬場千恵子) こんにちは。議席番号10番、通告書に基づき質問いたします。

質問2点に及んで行います。

1点目は、コロナ感染拡大対策について。

新型コロナのオミクロン株は感染力が極めて強いが、重症化する確率が低いと言われながらも、重症化して亡くなる方も報告されています。学校や保育施設、高齢者の施設などでのクラスターには格別な注意が必要です。1人が感染すると、濃厚接触者ということで家族や職場にも多大な影響を及ぼし、平常な生活が一変します。感染の拡大を防ぐために商業施設や文化施設等の入退時の消毒や検温などが実施されているところです。ワクチンの3回目の接種も実施されていますが、感染は拡大し、一層の注意、対策が必要です。また、子供の感染も報告されています。そこでお伺いいたします。

1、河合町において第1波から第6波現時点での感染者数及び死亡者数は何名になりますか。

2、小学校、中学校、認定こども園、学童保育所での感染対策はどのようにされていますか。

3、役場庁舎、豆山の郷、まほろばホール、図書館、公民館、体育館、児童館などの公的施設での感染対策はどのようにされていますか。

4、町内にある高齢者を対象とした施設に対してはどうでしょうか。

5、飲食店や講演会などでの検温、消毒が実施されています。感染拡大を防ぐには不可欠と思いますが、いかがお考えでしょうか。

6、5歳から11歳までの子供を対象としたワクチンの接種の予定はどのようになっていますか。

2番目は、子供の近視対策についてです。

コロナ禍のおうち時間でゲームやタブレットを使う時間が増え、目が酷使されています。2021年の調査で、裸眼視力1.0未満が小学生で37.52%、中学生で58.2%、高校生で63.17%、幼児では27.90%となっています。文部科学省が実施している2019年度の学校保健統計調査を受けて、生活習慣が視力低下に与える影響を調べたところ、近見作業が増加するに比例して近視の割合が増加することが分かっています。ゲームやスマートフォンの使用時間の増加も影響していると考えられています。

子供の近視の主な要因として、屈折力と眼軸の長さが影響すると言われています。学校の

健康診断の視力検査では屈折検査と眼軸長検査はありませんでしたが、昨年から文部科学省指導で全国でスタートしています。近視進行予防7項目にも挙げられていますが、屋外活動による近視進行抑制効果は世界的にも認められているところです。そこでお伺いいたします。

河合町では、裸眼視力は小学生、中学生でそれぞれ何%ですか。また、就学前の幼児では何%でしょうか。

2018年度、2019年度、2020年度との比較はどうですか。

眼科検診に屈折検査、眼軸長検査は入っていますか。

近視進行予防7項目についてどのようにお考えでしょうか。

近視を予防するための啓もう活動はどのようにしていますか。

おうち時間が増える中、読書やゲーム、スマートフォンなどに向き合っている時間、外遊びなどの時間などの実態を知ることも必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

学校におけるタブレットを使用する時間はどの程度増えているのか。その対策についてお伺いいたします。

以上です。

再質問につきましては自席にて行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○福祉部次長（小山寿子） はい。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） 私のほうからは、コロナ感染拡大対策についての1番、河合町においての第1波から第6波の感染者数は、3月7日時点で奈良県では6万2,295例中、河合町は640人、死亡者数に関しましては、奈良県では297人中、河合町は4名にとどまっております。

オミクロン株の感染力は高いですが、重症化率は低くなっております。当町でも第6波での重症者、死亡者はゼロでございます。死亡者4名に関しましては、第4波での死亡者でございます。

②認定こども園、学童保育所での感染対策については、教育保育活動の安全で安心な継続に当たり、学童・園共に国・県のガイドラインを基に感染症対策を徹底しております。こども園や学童保育の家庭が日頃から体調の管理を連絡し合い、相互に協力して感染予防に努めていただいております。今後も気を抜くことなく感染予防対策を徹底しながら、持続的にこども園や学童保育での生活を保障したいと考えております。

5、飲食店や講演会などでの環境対策ですけれども、施設管理者と利用者が十分な調整を

図った上で、3つの密、密閉空間、密集場所、密接場面の防止を対策の中心としながら、体調チェック、消毒、換気など具体的な対策を徹底し、感染予防、感染拡大防止に遺漏なく継続に取り組んでいくことが大切だと考えております。

また、5歳から11歳までの子供を対象とした新型コロナワクチン接種ですが、小児用ファイザー社製のワクチンが国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）において、予防接種法上の特例臨時接種に位置づけられました。関係政省令の交付施行を経て、努力義務の規定の適用を除外することについて妥当である旨答申がなされたところです。接種は強制ではありません。保護者本人の同意がある場合に限り行われます。本町でも町の医師会と相談して小児接種の準備を現在進めているところでございます。保護者の皆様には小児用の説明書やリーフレット、案内文を送付し、ホームページへの掲載を行い、有効性と安全性について理解した上で、ワクチンを受けるかお子様と一緒にご検討いただけるよう準備を進めております。

以上です。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、私からはコロナ感染拡大対策に関するご質問のうち、役場庁舎などの公的施設における感染対策についてお答えいたします。

役場庁舎における感染対策といたしましては、庁舎出入り口に消毒液及び体温測定器を設置し、飛沫対策としまして各課窓口においてビニールシートなどを設置しております。また、会議室や打合せコーナーではアクリル板を設置しているところでございます。また、執務時間中、3回換気及びカウンターの消毒等を実施いたしまして、感染予防対策に努めておるところであり、他の公共施設におきましても同程度の対策を講じているところでございます。

○福祉政策課長（浦 達三） 議長。

○議長（梅野美智代） 浦福祉課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうからはコロナ感染症拡大対策について、町内にある高齢者を対象とした施設に対する対応をどうされているかということについてのご答弁をさせていただきます。

高齢者施設については、感染予防のため、マスクや手袋等の衛生用品を配布し、感染対策を促しました。また、昨年一部施設で発生したクラスターを受けて、町内のグループホームや小規模多機能施設には福祉政策課の職員が施設へ出向き、施設長を交えてゾーニングの方

法や防護服の着脱、感染予防として気をつけることなどを指導しました。

以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうからは小学校、中学校での感染対策についてお答えさせていただきます。

各学校における新型コロナウイルス感染症対策等については、河合町学校教育活動に関するガイドラインに基づき取組を進めています。生活様式の見直しに関する啓発や、家庭内における検温、健康観察の徹底、消毒や換気、感染リスクが高い学習活動については可能な限り感染症対策を行った上で実施できるかどうかを検討して対応しています。新型コロナのオミクロン株の感染力の強さも懸念される中で、給食については食事の前の手洗いを徹底し、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない。また、会話を控え黙食するなどの指導を徹底しています。また、中学校の部活動につきましては、当分の間、感染リスクの低い個人練習を中心に時間を短縮して実施しております。

次に、子供の近視対策についてお答えさせていただきます。

1つ目といたしまして、河合町の裸眼視力は小学生と中学生それぞれ何%ですかと。裸眼視力A、視力1.0以上の子供についてですが、小学生は61%、中学生は39.2%でございます。

就学前の児童は何%ですかと。就学前のこども園の園児についての数字となりますが、57%でございます。

過去3年間の比較についてですが、こども園につきましては2年分のデータとなりますが、令和2年度は50%、令和3年度は57%となっております。小学校につきましては、令和元年度は72%、令和2年度は63%、令和3年度は61%となっております。中学校は、令和元年度は40%、令和2年度は38%、令和3年度は39%となっております。全国的に裸眼視力の低下が見受けられております。

2つ目、眼科検診に屈折検査、眼軸長検査は入っていますかということでございます。眼科検診につきましては、小中学校共に屈折検査、眼軸長検査については入っておりません。

3つ目、近視進行予防7項目についてどのようにお考えですかということで、近年はタブレットを使って授業も多く、目を酷使する場面が多いため、近視進行予防7項目にできる限り取り組んでもらいたいと考えております。学校で使用できる項目につきましては、日々担任が指導しております。中学生の場合は、昼休み等にグラウンドで遊んで体を動かすことが

なく、運動するのは体育の授業のみとなる日が多いようです。また、タブレットを使用する  
約束として、自分の目を大切にするため、時間を決めて遠くを見たり、目が乾かないように  
瞬きをするように伝えています。

4つ目、近視を予防するための啓蒙活動はどうしていますか。保健だよりやポスターの掲  
示等により、食事、運動、睡眠を工夫することや生活リズムを整え、規則正しい生活が送れ  
るよう啓発しています。

5つ目、おうち時間が増える中、読書やゲーム、スマートフォンなどに向き合っている時  
間、外遊びの時間などの実態を知ることも必要かと思いますが、いかがお考えですかという  
ことでございます。詳細を把握するための調査は行っておりませんが、新型コロナウイルス  
感染症の拡大により、学校または学級の閉鎖等による児童・生徒の外出自粛が生じていると  
ともに、各学校において不要不急の外出を控えるよう伝えている中で、外遊びの時間につい  
ては減少傾向が見られるものと考えています。逆におうち時間が増える中、スマホによるゲ  
ームやユーチューブなど長時間見ている子供もいることも学校等から伝え聞いております。  
このことにより、就寝・起床時間が遅くなってしまい、生活リズムが崩れてしまう原因にも  
つながり、悪循環になっていることも考えられております。

6つ目、学校におけるタブレットを使用する時間はどの程度増えているのか。その対策に  
ついて聞かれております。学校におけるタブレットの使用時間については、学校や学年、ク  
ラスによって異なりますが、1日一、二時間程度を基準に授業を行っております。今後はタ  
ブレットや電子黒板などを活用し、デジタル教科書をはじめとするコンテンツの一層の促進  
が考えられますので、ある程度の時間が増えることも想定しています。

よって、タブレットを使用するときはよい姿勢を保ち、目とタブレットの画面との距離を  
30センチメートル以上離すようにしています。長時間にわたって継続して画面を見ないよう、  
30分に1回は画面から目を離し、休憩を入れるようにしています。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 感染対策について、まずお伺いしたいと思います。

1番目の河合町における感染者数ですけれども、1波から6波までのそれぞれのところでの  
感染者数を知らなかったのので、それをお伺いしたいと思います。

それと、学校での対策ですけれども、中尾課長のほうから詳しく教えていただきましたけ



れども、詳しく書かれている県のガイドラインに基づいて忠実にされているということで理解させてもらっていいかと思います。ただ、学校に来る前にそれぞれのご自宅で検温とか済ませてきているかと思うんですけれども、中には検温をされないで登校される子供さんもおられるかと思いますが、その対応についてはどのようにされているのか、改めてお聞きしたいと思います。

特に、学童保育では格別の注意はされているのかどうかもお聞きいたします。

それと、公共施設での対策ですけれども、例えば豆山、参加する団体とか人数とかについて把握できるところはそれぞれのところで検温とか、どなたが参加しているかという状況もつかめるかと思いますが、不特定多数の方が参加される庁舎とか、それからいろんな行事の参加とかも含めまして、そのときに消毒とか検温とかは欠かせないかと思うんですけれども、先ほど小野次長が言われたように、庁舎の前には消毒液も置いてありますし、検温の機械もあるんですけれども、その検温の機械は本当に正確に動いていないというところはお存じかと思うんですけれども、認識されていますでしょうか。私も玄関から入ったときに検温されずに消毒もされずに庁舎の中に入ってこられる方も何人か見受けられることがあるので、その辺の徹底とか、検温する機械が庁舎だけじゃなくて中央公民館も、それからほかの豆山においても正確に検温できないというような状況であるということは、役場としても認識されていますか。

それと、高齢者の施設についてですけれども、いろいろと対策、クラスターが起こった場合の対策で職員も含めて出向いていったということですが、そのときだけじゃなくて定期的にそのような指導とか、点検とか、一緒に考えていくというようなこともされているのでしょうか。それも併せてお願いいたします。

子供さんのワクチンなんですけれども、これはいつからいつというふうに今の時点では決まっていますでしょうか。例えばこのワクチンは集団でのワクチンなのか、個別接種なのかということで、またその点についてもお聞きしたいと思います。

近視についてはまた後ほど。

○福祉部次長（小山寿子） はい。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） すみません。先に第1波から第6はそれぞれの人数ですけれども、第1波はゼロ名です。第2波は6名です。第3波は33名、第4波は68名、第5波は82名、第6波は401名となっております。

学童での体温等のチェックですけれども、感染対策のチェックですけれども、教育総務と連携を取りまして、学校のほうで感染者が出た場合の情報提供なりを密に取っております、学童内で感染が広がらないように逐次情報をいただいています。保護者のほうにもメールが届くような配信をしております。あと、指導員のほうで入室時に体温チェックのほうと食事を取るときは黙食というふうに、あと小学校のほうは1つだった部屋を2つに広げてもらって密を防ぐような対策をしたりというふうになっております。

また、5歳から11歳のワクチン接種ですけれども、一応今のところは3月の下旬から4月にかけて集団接種を予定しております。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 公共施設の入り口に設置しております非接触型の体温計の反応が悪いといったご質問でございますが、この入り口の体温計につきましては、測定に時間がかかるなど、ご意見を頂戴しておるということは承知しております、その都度メーカーなどに確認いたしまして、機器の調整等に努めているところでございます。

機器の反応速度などの使い勝手が悪ければ、来庁者が利用を控えられ、結果として設置した目的が薄れてしまうということにつながりますので、万全の状態を保つように心がけたいと考えております。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうからは小中学校における検温についてお答えさせていただきます。

各家庭で毎朝検温のほうをしていただきまして、検温カードを提出していただいております。しかし、忘れてこられる方、検温してこない方という方もおられます。検温していない場合につきましては、教室に入る前に先生が必ず非接触型の検温計を各教室の前に置いておりますので、それを使用しながら検温するといったことを行っております。以上でございます。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 浦福祉政策課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうからは高齢者福祉施設の定期的な指導などを行っているのかのご質問なんですけれども、昨年クラスターが発生してから職員のほうが出向かせていただきまして、1回だけ定期的な指導をさせていただきまして、それ以降につきましては指

導のほうは行っておりません。ただ、それぞれの施設で感染予防のマニュアルも作成しておりましたし、そういった対応については各施設のほうでしっかり考えておられました。

あと、定期的にマスクとか手袋等、そういったところを役場のほうでお配りしておりますので、そのときに声をかけさせていただいたりという形での指導はさせていただいております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 第1番目の質問についてですけれども、やはり6波となりますと急速に拡大が広がっているということなんですけれども、こういった中でご自宅で療養されている方の支援についてどのようになっているのか。また、実際に感染された方の中から、保健所とは連絡がつかない、また電話もかかってこないということで不安な思いで過ごされているという方が多いわけですけれども、このような状況に対しての対応というか、河合町として住民が実際に困っている状況にあるわけですけれども、どのようにされているのか、どうすべきなのかということについてお伺いしたいと思います。

それと、学校での対応なんですけれども、以前に学校で発熱が分かったというような記事もあったかと思うんですけれども、そういうふうになる前に検査をきっちりしていくということで、学校の昇降口のところにも検温をするような感知するような機械というか、置いてもらってはどうかと思います。それも庁舎にあるようなものではなくて、もう少し性能のいいようなものを置いていただいて、子供たちが安心して学校の中で過ごせるというような対応もしてもらえたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

学童保育なんですけれども、確かにこの間、お部屋も1つ増えていますし、密を避けるという意味ではもう少し密を避ける方法で改善できる方法はないのかということでお伺いしたいんですけれども、その点ではどうでしょうか。

公共施設の検温する機械がもう一つうまく作動していないということで、実際に1回、2回来られたらもう3回目はもう測らんとくわみたいな方が何人かおられるようですので、メーカーに問い合わせ改善されているということですが、実際には改善されていないのが現実ですので、それについて、もし発熱されていた方が庁舎の中に入ってきているかもしれない。特に確定申告とか、不特定多数の方が今大勢の方が庁舎にも赴かれているということもありますので、そういうことも注意しながら機械については新しい性能のいいのに変

えるとか、きっちり測れるような機械にするのかということ、していただくということはどうなのですか。それで、まずお願いします。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） まずは、自宅療養者が増えて保健所のほうに連絡がつかないという問題が多々この第6波に入って役所のほうにも、たくさんつながらないのでどうすればいいかというたくさんのご相談のお電話もありました。病院のほうの調整をこちらのほうでさせていただいたりとか、新型コロナ対策本部のほうで自宅療養支援者のサポートパック体制であったりとか、保健所に連絡がつかないけれども症状がない方に対してパルスオキシメーターの貸出し等の事業を行うようなスタートが2月中旬から始まりました。

生活支援についてはこれまでは県から市町村の窓口を紹介して、感染されたご本人が市町村に申し出ることによって、市町村の生活支援につなげてきておりましたが、3月2日の県の会見によれば、自宅療養者や待機者への連絡支援体制を強化するということがうたわれておりまして、3月中旬をめどに民間委託を活用した自宅待機者や療養者への新たな連絡体制が構築される予定と聞いておりますので、もう少し連絡がしやすい体制になるのかとは思いますが、やはり保健所のほうにはなかなか連絡がつかない状況とはなっておりますが、今のところ個人の感染者の情報というのは市町村のほうには入ってきておりませんで、なかなか難しいところではあります。ご相談があればもう逐次その他の課と新型コロナ対策本部の中で検討して、一刻も早くその人の不安に対処できるようにというのは努めていっている次第でございます。

学童保育を密を避けるためということで、クラスを1つ増やしていただいたということもあるんですけども、今後もまた一応もう一つ増えるようにというのは交渉していきたいということはあるんですけども、勉強している子供と外遊びしている子供の時間差を考えていたりとか、外遊びの充実とか、あと指導員の方に感染予防対策のほうの学習もさせていただいて、できるだけ検温だけでなく子供と話すことによって出てくる情報というものもあると思うので、そんな中で感染対策を進めていってもらって、学童保育の中でクラスターが起らないようにとは考えております。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 小学校、中学校の検温についてですが、性能がよい体温計とい

うことで、以前ハンディー型のサーマルカメラというのをコロナが始まったときに予算計上させていただきながら各学校1台購入のほうをさせていただきました。各学校で使用されてはいたんですけども、なかなか時間がかかり過ぎて学校に入れないということで、校門の前でやった記憶があるんですけども、なかなか機能がしなかったというところで、そのカメラにつきましては今のところ使用していないというところでございます。

中学校、第一中学校の話にはなるんですけども、少人数というところもあるんですけども、校門の前に先生方がテントを張って感染状況を確認するといったところで、校門のところで確認をしてから学校内に入って行くというふうな取組を、感染状況によってされているということでございます。

また、学校のほうで発熱等々が途中で起こり得ることもございます。今のところ各学校、保健室を2つという形で用意させていただきながら、熱がある場合は違う部屋でちょっと待機をするという形をもって保護者に迎えに来てもらうといった対応をさせていただいております。

以上でございます。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 公共施設に設置する体温計の件でございますが、確かに議員おっしゃるとおり機器の性能の限界というのもあるかと思えます。今後はコロナ対策の交付金の活用を踏まえた機器の更新なども検討してまいりたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 1番目の感染者の対策のことで、自宅療養されている方については役場のほう、自治体のほうにはその情報が入ってこないということなんですけれども、実際に入ってこなければ町としてはなかなか動きにくいという面があるかと思うんですけども、療養されている方も保健所とは連絡がつかない。どこに連絡していいか分からない。また、どこの病院とかに相談したらいいのやろうとかというような本当に不安な気持ちがいっぱいになってパニック状態になっている方もおられるということを聞きますので、感染された方というか、そういうことで不安に思っておられる方は連絡してくださいというような広報、回覧版等で知らせてもらって、その不安を取り除くような、そのような対応もしていただけたらというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

それと、学校の昇降口のところで小野課長がサーマルカメラですかね、ちょっと性能のいいようなのがあるらしいんですけれども、今小野次長が言われたように、交付金を使って検討するという事も念頭にあるようですけれども、取りあえずそれを貸していただくとかどういうことはできないんでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） すみません。学校にあるサーマルカメラにつきましては、貸出しはできるんですけれども、今役場に置いてあるような自動的に測れるやつではなくて、誰かが操作をしながら相手の通っていくところ、相手を通ったところに温度が分かるという形になってきますので、人がだれかついていないと、その機械につきましては利用できませんので、貸出しについては可能なんですけれども、そういった人的の作業がいるということでございます。

○10番（馬場千恵子） 分かりました。それについては例えば家で検温を済ませていない子供に対して利用するとかというようなことはできないんですね。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 今使わせていただいている非接触体温計で検査するのも同等のものでございます。そちらを使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） そのサーマルカメラというのは幾らぐらいしたんですか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 約20万円でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この20万円の各学校にあるということなんですね。有効活用を考えていただかないと。どうですか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 有効活用につきましては、もちろん考えていきたいと思えます。

ただ、朝の時間帯であったりとか、そういう登校中につきましては大体15分、20分間ぐらいでどんだん子供たちが登校してきますので、それにつきましては利用ができないということでございます。ほかにはちょっと体温を測るとかは可能ですので、そういった意味では使わせていただきたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） ぜひお願いしたいと思えます。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） なかなか自宅療養されている方が連絡つかなくて不安に思っている、どうすればいいんだろうというときに、なかなか回覧でというのは広報的には難しいかもしれないんですけども、実際のところ保健所さんのほうと、何も症状がなくても保健所さんからは必ず連絡があるので待っていただきたいというふうには聞いておりますが、町としても問合せ等あれば相談に乗ったり対応したりというのはさせていただいているんですけども、こちらからなかなか感染していらっしゃるところに出向くということもできませんので、電話でどういうふうにすればいいという相談にはなってしまいますけれども、かかりつけの先生のほうで、例えば家族の濃厚接触のときの検査はどこに行けばいいという相談になったときに、そちらのほうをご紹介したりというような情報提供はできたりすると思えますので、町は町としてできることをやっていきたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 保健所からも最初の1回は連絡があるようです。その後、体調の変化もいろいろ不安で、もう何日も連絡が来ないということで不安に思われているという方もありますので、そういう人に対してはこういう方法がありますということを何かの方法で具体的に示して上げないと、例えば町としてもその方が独り暮らしの高齢者だったら食糧支援も必要になるだろうし、もっと不安な状況になっているかもしれないので、やっぱり心配りというか、そういう対策も必要かと思うんですけども、そういう人も連絡がつかないからといって、ほっておいていいものかどうかというのは思うところですけども、どうでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○議長（梅野美智代） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 自宅待機者、療養者、なかなか県のほう、これまで個人情報ということで市町村には通知をしてくれなかったというところがございます。先ほど小山次長申しましたように、3月2日の会見を見ますと、今後をご本人さんが同意されれば各市町村に情報を伝達するというようにシフトされるというふうに聞いております。そうなりますと、町としましてもいろいろなサポートができるのではないかなというふうに考えております。

また、県の医療部局と我々災害対策本部は連携をしております、河合町としてはパルスオキシメーターの貸出し、それと先ほど言いました食料のサポートパックをお届けするということはしているという情報共有はしておりますので、そのあたりは間違いなくこれからは伝達されるのではないかなというふうに思っています。

また、県のほうでもこれまで保健所、なかなか電話が繋がらなかったということを重く受け止めておられるようで、保健所の応援体制の強化ということに今後力を入れていくというふうにも聞いておりますので、そのあたりは3月中旬以降、推移を見守りたいなというふうに思っております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。個人情報ということで、本当に命も守られないような個人情報なのかというようなことで、それも大変やなというふうに思っていたんですけれども、そういう形で本当に支援を求めているところ、不安を取り除くための連絡等が行き届いていくなればいいかと思うんですけれども、そういうことも進めながら、漏れのないように役場としても注意を払ってもらいたいというふうに思います。

それと、先ほどの小野次長が言われたようなことですが、機械を買い換えるとか、新しい性能のいいのに替えるとかというのは実現しそうですか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 公共施設の部分に関しましては繰り返しの答弁になりますが、今後コロナ対策の交付金の活用を踏まえて更新を検討してまいりたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） できるだけ早く検討していただいて、安心して庁舎内でも仕事ができる、皆さんとも利用する方も安心できるような体制というか、状況をつくってもらいたい



というふうに思います。

次の子供のワクチンなんですけれども、これは集団接種なのか個別接種なのか。もちろん保護者同伴だと思うんですけれども、それはどんなふうになっていますか。

○福祉部次長（小山寿子） 議長。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） 今のところは接種は小児科医師ですけれども、集団接種を予定しております。

○10番（馬場千恵子） 分かりました。続きまして……

○議長（梅野美智代） 馬場議員、手を挙げてください。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） はい、分かりました。

それでは、次の近視についての対策についてお伺いしたいと思います。

この近視についても状況をもう先ほど通告書の中で言いましたけれども、タブレットの使用等も含めまして近視の割合が増えてきているということで、文科省のほうでもかなり心を痛めているというか、子供たちの目の状況を正確につかみたいということで今年度から屈折検査とか……

（「馬場さん、マイク」と言う者あり）

○10番（馬場千恵子） すみません。今年度から屈折調査とか眼軸長の検査とかをしていくというふうになったわけなんですけれども、これについては奈良県ではこのような検査をしているところはあるのでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 県内での実施はございません。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 全国的には分かりますか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 全国的な件数につきましてはちょっとこちらのほうでは今把握はしていませんが、一部宮城県のところと、このお話のほうをさせていただきました。文科省の指定を受けての近視実態調査が行われるということで、専門家の先生、また業者二、三十人が来て検査を行うというふうな状況で、結構大がかりな検査ということと、あと眼科検診につきましては別ということで考えておられまして、眼科検診は学校医の先生がそのとき同席はされるんですけれども、ふだんどおりの眼科検診をされて、別の先生や専門家が来て屈折検査、また眼軸長検査をされたというふうなことを確認しております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

この検査については学校としても必要なかどうかという点ですけれども、それについてはどうでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、こちらの検査を行うに当たっての検査機器はかなり高価なものという形で聞いております。今回の場合は文科省のほうで業者を使いながら検査をしているということになってきますので、河合町で実施できるかといえ、今の現時点では実施できないと。また、検査につきましても学校医、今養護の先生がおるんですけれども、その養護教諭の実施は今のところできないということで認識しています。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この検査は普通の視力検査とは意味が違うんですね。視力検査は学校の中で学校生活に支障を来すかどうかということで視力検査をしていく。また、目の病気があるかどうかということで受診を促すというような形なんですけれども、屈折検査とか眼軸長の検査とかにつきましては、この近視を予防するために検査をしていくというようなものですので、その予防が最も大切だと思うんですけれども、そのことについては認識は一致しているかどうか、それもお聞きしたいところなんですけれども、これ今、文科省のほうも試しにといたら変な言い方なんですけれども、掌握するために今年度から始めたいということで、幾つかの学校で試行錯誤じゃないけれども、やっていっている過程なんだろうと思うんですね。

文科省のほうから指定がないとこの検査をできないか、それともこちらのほうからぜひその検査をしたいということで申し入れたら検査ができるのか、どういう状態なのか。また、費用としても高価というふうに言われましたけれども、幾らぐらいかかるのか。それについても県の補助はあるのか。そういうことも含めて、やるとなったらいろいろとまた検討する課題というか、そういうことも浮かんできますので、できるのかできないのか。子供たちの近視を予防するために、こういった検査を町としてはどんなふうに進めていくのかというところの見解をお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 今回の文科省の指定を受けての調査という形になりますので、基本的には手挙げ方式、3年間ということでお聞きはしております。河合町のほうでは実施ができないという形で今お答えのほうをさせていただきましたが、機器の金額等々につきましてはちょっとこちらでは把握はできていないんですけれども、宮城県の担当の方とお話しさせていただいたところによりますと、視力検査等とはちょっと別物でありますので、単体でできるものではないというふうなことでお聞きしております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この機械、多分眼科医のところではお持ちかと思うんですけれども、もうどこも県下ではしていないとなったら、河合町の子供たちを見守るということもありますけれども、奈良県としてもやっぱり県で買ってもらって、それを河合町でも使わせてもらうというような方法も含めまして、河合町の子供たちの目を守っていくということでご尽力いただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 議員がおっしゃっているとおり、河合町単体ではできないということは今ちょっと答えさせていただきましたが、奈良県自体がそういった形で機械を購入、もしくは屈折検査、眼軸長検査の実施に向けて前向きに調査をしてもらえる体制を整えてもらえるように、しっかりと要望、話をさせていただけたらと考えております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今度の近視の調査の中で、特に就学前の子供たちに対する対応は大切だということで、その前から対応していくということが学童に入ってから近視を防ぐことでも大きな成果を上げるということですので、その辺の対応はどのようにされていますでしょうか。

○福祉部次長（小山寿子） はい。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） 人の視機能、目の機能というのは大体3歳ごろまでに急速に発達して、6歳から8歳ぐらいまでに完成すると言われていて、河合町のほうでも3歳児健診で視力の検査というのが入っていますけれども、実際視力の検査というのはご家庭のほうで一次検査をしていただいて、問診等での聞き取りになっておりましたが、今回3歳児健診における視覚検査マニュアルの改定がなされまして、河合町でも現行の視力検査に加えて3歳児健診における屈折検査の導入予定となっております。一次検査を家庭で行っていただいて、検査時に子供は見えるよと言ってしまったりとか、目を覆うのを間違ったりする場合も多くあるので、すごく3歳児健診の健診の受診率が高いのに、弱視が見逃されてきたということがあったかと思うんですけれども、馬場議員さん言われたように、視力検査と屈折検査というのは違いますので、視力検査と屈折検査の併用で視覚異常を来す原因の一つである屈折異常、遠視や近視や乱視や不同視、あと瞳孔径、瞳孔不同距離というのをスポットビジョンという簡易な機械ですけれども、それを購入する予算は上げさせていただきましたので、3歳児健診がまたちょっと画期的に変わるのか、まだ一段階、様子見ながらにはなりますけれども、令和4年度以降子供の弱視の発見が早く見つかったらいいのになと、こちらは考えております。まだまだ機械自体が来ているわけではないので、どんな形かというのはマニュアル等も検討中になってくるとは思いますが、全く先が見えないわけではなくて、河合町としても河合町の子供たちの視力の発達に寄与していかないといけないかと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

本当に小さい子供さんだけに限らず、学童の子も含めて家庭でのご家族の観察というのが大切になってくるかと思うんですけれども、そこでのチェックも含めまして、学校でも先ほ

ど通告書の中でも言いましたけれども、近視を進行させないための予防の7項目というのをちょっと述べさせてもらいましたけれども、これについては学校生活の中で実際にこの中でも学校生活の中でしているよという部分もあるかと思うんですけれども、どのようにされているでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） こちらの7項目につきましては、特に学校から啓発ができるであろうということについては必ずさせていただいております。例えば、本の目、例えばタブレットも同じなんですけれども、30センチ以上離して読みましょう。また、読書をよい体勢で読みましょう。読書、スマホ、ゲームなど近業を1時間経過したら5分間程度は休憩しましょう。また、できるだけ外の景色を見たり、外に出てリフレッシュしましょう。規則正しい生活、早寝早起き、こちらにつきましては心がけましょうという、この7つのうち半分以上につきましては、今でもこれからもやっていくということでございます。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

この中でできることからしていただくということも含めまして、学校においても啓蒙活動の一つとして保健だよりの中で繰り返しこういったことを注意をしていただくということも必要かと思うんですけれども、それについてもぜひお願いしたいところです。

それと、やはりこの近視の予防というか、それも含めまして、学校も家庭も含めて注意を促していくということも大切かと思いますので、その連携も含めて近視予防に力を尽くしてもらいたいと思います。そういったことも実施していただけるのでしょうか。あえて聞くほどでもないのかもしれませんが、どうでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 保健だより、もちろんポスターの掲示、いろんな形で近視の進行抑制につなげていけたらというふうに考えております。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 先ほど小山次長が言われたように、子供さん、3歳から8歳までの予防というような対策というのが大切ということですがけれども、私もそのように認識していますけれども、認定こども園の中で子供たちに主に外遊びの中でそういうことを促していくということを、ぜひ意識的にしていただけたらというふうに思います。

こういった視力検査以外にも屈折検査及び眼軸長検査についても前に進めていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（梅野美智代） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は15時55分です。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

○議長（梅野美智代） 再開いたします。

---

◇ 佐藤利治

○議長（梅野美智代） 5番目に、佐藤利治議員、登壇の上質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） すみません。マスクを外させていただきます。

朝から傍聴の皆さん、私で最後ですのもうしばらくお付き合いください。

議席番号4番、佐藤利治、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

スクールロイヤー制度導入の進捗状況について。

令和2年6月定例会にて、教育現場にてスクールロイヤー制度導入、配置を求める決議が採択、可決されましたが、どのような形で進展していますか。議決議案を速やかに施行する

ためには、この3年間で多くの議員、町民の皆さんから請願陳情、議員発議を通じて、町行政をよりよくするために多くのご意見、ご指導をいただいております。その意見の中で疑問なのは他町と比べても施行されるまでの時間がかかり過ぎではとのご意見もいただいておりますので、質問させていただきます。

議会で上程、可決されました議決内容は、いづれなたがどのような手順で協議、また進めるためにご検討してくださっているのですか。基本的な場合を教えてください。

以上2点、通告書に記載どおり、担当の部長よりご答弁よろしくお願い申し上げます。

再質問については議席にて行います。

○教育委員会参事（山本 剛） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） スクールロイヤー制度導入の進捗状況について、こちらから答弁させていただきます。

スクールロイヤー制度の進捗状況についてでございますが、令和3年4月より、庁内におきましてリーガルサポーターズ制度、これの導入に伴いまして、法務管理主任職員が庁内で働いていただいていると、このように認識しております。学校でのトラブルを早期に、また適切に解決していくために、法務管理主任職員がスクールロイヤーと同等の役割を果たしていただく、このような形で進めているところでございます。

現時点までに学校から特に法的な要求を求められるような、こういった相談は今のところないのですけれども、学校が直面する様々なトラブルに対しまして、法律の専門家として知識や経験、こういったことに基づく対策などについて、教職員等の助言するような役割を今後は担っていただければというふうに考えておるところでございます。

また、職員、こういったものの相談でありましたり、それぞれの学校からの問題があると思うんですけれども、中立的な立場からアドバイスいただけるような、そんなようなご助言をいただきながら、きめ細やかで効率的な解決、これを図っていきたいと感じているところでございます。

以上です。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 2つ目の、議決後、議案を速やかに施行するためという件でございます。

このことにつきましては、まず、小野次長のほうから説明のほうさせていただきますので、

よろしく申し上げます。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、ご質問にお答えいたします。

令和元年5月以降に、議員発議により可決され、執行機関である町長に送付された議案は、条例案、決議案、そして、請願に区分することができます。

この中で、条例案につきましては、議決の日から3日以内に議長から町長に送付され、再議に付す場合を除き、送付を受けた日から20日以内に公布しなければいけないという地方自治法の規定に基づき処理しているところでございます。

決議案につきましては、本町でこれまでに可決されたものにつきましては、法令にその取扱いが定められたものではございませんでしたが、議会の意思決定として重く受け止め、執行機関に対する要請であるものについては、その実施に向けた検討を重ね、一例を上げさせていただきますと、個別外部監査に関する条例を制定し、同外部監査を実施した例などがございます。

請願につきましても、請願者の思いと議会で採択されたという結果を重く受け止めまして、同様に取り組んでいるところでございます。

その対応に時間がかかりすぎているのではないかとのご質問でございますが、町長が提出する議案につきましては、可決後の運用などをあらかじめ定めた上で議案を提出していることに対しまして、議員発議による議案につきましては、可決後にその実施の有無も含めた検討から開始することになるため、実施する場合であっても、町長提出議案と比較して時間がかかる傾向があるのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 小野次長、ありがとうございました。

まず最初に、スクールロイヤーの件の話をさせていただきたいと思います。

町の広報では、令和3年5月広報「かわい」に法的課題等への対応強化のため、弁護士資格を有する職員を法務管理主任として配置ということで、広報「かわい」では紹介がありました。ただ、その中には、残念な話なんですが、スクールロイヤーのことは一切明記されておりません。多分、だから、先ほどお話があった件は、住民の皆さんも聞くのは初めてじゃ



ないかなと思うんです。

ここでちょっとお伺いしたいんですけれども、公の場での話ではありませんが、リーガルサポーターズで来られている弁護士先生、ここからは先生と略称で呼ばさせていただきます。先生がスクールロイヤーも受けていただけるとの、私もお話を聞き、これは職員からですよ、素晴らしいことなので、広報「かわい」や新聞、マスメディアに広報をしたらどうと、担当部署に私が言いましたが、なぜか進んでいないんです。それは何でなんでしょうか。

○教育委員会参事（山本 剛） はい。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 失礼します。

このような制度があるということは、教育委員会にとっても大変ありがたいことであると、このように認識はしております。

ただ、教育委員会として対外的に示していかなければならないこと、こちらについては、制度があるということ以上に、このような制度を活用して教員の精神的また物理的な不安というもの、負担というものを解消した状態ができていくということ、また、町内の学校に通う子供たちがいじめ、こういったものに悩むことなく、安心して安全な学校生活を送れている、このようなことを対外的に示していくべきであろうというふうに考えているところでございます。

そして、最終的にはこのような制度を活用しない状況ができる、これが最終的に教育委員会として目指すべき姿ではないかなというふうに捉えているところでございます。

そういった環境の整備にこれからも努めさせていただいて、子供たちにとって安心安全な生活を送ることができる、そのような教育の町、これをアピールしていきたいなと感じているところです。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちょっとここで話がずれてしまうんですけれども、先月の2月1日の部課長会議で、清原町長から職員幹部の皆さんに向かって「150%の投げかけ」というお言葉をいただいたみたいです。これは、社会に出ると、要求されたことだけではなく、その先のことを考えて様々なことに取り組まなければならないと、自主的にそういった心がけから行動が変わると周りからの信頼度も変わってくると、素晴らしいお言葉をいただいたみたいです。

町長からのお話、実行されていますか。私は、大きな声で言いたいのは、せめて、150いりません。100決まったことだけでもすぐに動いてほしい。もっと真摯に、愚直に向き合っていたらいいと思うんですが、いかがですか。

誰が答えてもらっても結構ですよ。

○教育委員会参事（山本 剛） はい。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） スクールロイヤー制度につきましては、午前中の質問でもございましたとおり、その役割をお願いしているところだけがございますけれども、6件という、こういった件数のほうが今出てきているところでございます。今後、こういったものをしっかりと推進していくことができればよいかなというふうに思っているところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先ほど、もう何か先生のほうには話されているような、いつ話されたんですか。

○教育委員会参事（山本 剛） はい。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 学校の職員のほうにつきましては、学校長を月に一度集めて行う校長会を通じて、その後、機会を通じて周知させていただいております。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ごめんなさい。私の舌足らずで。

先ほど言ったように、弁護士先生のことを先生と言わせてもらいますんで。

弁護士の先生にいつ話されて契約をしているのか、依頼文を渡しているのか、そういうことを聞いているんです。

○教育委員会参事（山本 剛） はい。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 総務部との打合せの中で、そのような活用の仕方を今お願いしているところでありまして、こちらから特にそういった契約を結んでというようなことはございません。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） そうしたら、まだ夢の話ですね。まだ現実に動いていないわけですね。動いているんですか、動いていないんですか、その辺ちょっとはっきり教えてください。

何か、さっきの話を聞いたら、もう既に動いているのかなというような話やったんで。ちょっと話の続きなんで、同じ答弁者からちょっとお願いします。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 先ほどの話でもそうでしたけれども、学校で起こる様々な問題についての相談というのは、こちらのほうが一旦受けまして、教育委員会から先生のほうに相談をさせていただいておると、これはスクールロイヤー的な役割を担っていただいているという認識の下、それぞれの相談を行っているところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今言うてる話は分かるんですけども、そうしたら、発議の中で決まった決議案、これ意味違いますね。この決まったことを何でやらんのですかと言うているんですよ。意味違いますやん。あくまで子供の権利を中心に弁護士が教育現場に入る。あるときには父兄の話を聞き、あるときには教職員の話、あるときには教育委員会の話を聞いて、子供の権利を一番に判断して助言する、アドバイスするという法的権限を持った方ですよ、弁護士の。それを発議して決めているわけですよ、やろうと。そのことについて今質問しているんですけども。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） スクールロイヤーにお願いできる依頼案件といたしましては、様々な助言でありましたり、アドバイスでありましたり、また、それぞれの保護者等との面談等による代理のような役割でありましたり、また、教職員に対する研修や児童・生徒に対する出前授業といったような、このようなことをお願いすることができる、そういったものかというふうに捉えておるところでございます。

その点において、子供たちの権利を守るというのは、学校自治体が法的なしっかりとした仕組みをもってその事案に対応しているか、法的な対応をしっかり取ることによって子供

の権利を守ることができる、このような認識を持っているところでございまして、そういった形のお願いをこれからもしていく、そういったことを考えておるところです。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 一番大事なところをもう一度聞きます。

そうしたら、先生、弁護士先生ですよ。先生には、まだ依頼も何もしていないということ  
でよろしいんですか。

すみません、議長。

分からなかったら分からんでいいですよ。分からんことは分からんで。しているかして  
いないかも分からんで、正直に言うてくださいよ。

僕、私のほうでええ話やなと思うたんで、リーガルの先生頼んだらと思うて。先生のところ  
行きました、水曜日。2月16日やったかな。先生に確認したら、お話は伺ったことはある  
が、具体的な依頼を受けていないと。そうですか。先生、早急にまた動きあると思うんで、  
職員の方が。よろしくお願ひします言うて、私がお願いしてきたんです。

だから、動いていないわけなんですよ、何も。令和2年6月からほったらかしですよ。そ  
れが現状です。それを認めてください、先に。その上で、今までやっていないことを責めて  
も仕方ないんで、明日からどうするかいうことを協議したり述べたりしませんか。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 本年度、令和3年4月からリーガルサポーターズ制度が導入  
されまして、本庁の庁内にそのような役割をお願いできるような、期待できるような職員が  
送られたということで、スタートがこの4月から、こちらのほうは様々な機会をもってお願  
ひしてきたつもりでございました。

ただし、議員お述べのように、しっかりとした依頼といった、このようなことの確認とい  
うのは十分取れていなかったと思いますので、そのあたりの確認のほうは速やかに、この後  
進めていきたいなと思います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

もう可決されてからもうすぐ2年、長いですよ、2年いうたら。約650日にこの6月でな

るんです。その間、担当部署がどのような協議を何回されて、また、町長へのご相談を何回されたのか。そのとき、町長からのご指導、ご指示はどのようなものがあつたのか。できるだけ、傍聴に来られているお方にも理解しやすい言葉で教えてください。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（梅野美智代） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 先ほど申しましたように、この4月からそのような役割を期待したということで、この相談業務に生かしていただくということを総務のほうとの打合せで終わっておったというように自分のほうでは認識しております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

そうしたら、もうすぐ動くという認識でよろしいんですね。スクールロイヤー制度については、近日中に進展があり、子供たちを守れることを期待して終わります。

今お話を聞かせていただいたスクールロイヤーも含まれますが、議決、議案を速やかに施行するにはどうしたらよいかというのをこれから伺っていきたいと思います。

当たり前のことですが、上程された議案に対して、可決後は招集の反対があれば議会の意思決定とされます。既に進んでいる議案もありますが、ここで一部の紹介ですが、すな丸号の設置条例制定、リーガルサポーターズ制度導入、スクールロイヤー制度導入、議会基本条例、パブリックコメント手続条例、手話言語条例の制定、強制徴収公債権の不納欠損、個別外部監査等、すばらしい住民のお声が多数あると思っています。議決された議案について、どのようにお考えで職務を進めているのかというのを教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今、ご質問いただきました議員発議でございますが、冒頭、私、答弁いたしましたとおり、その種類というのが別々に分かれておりますので、まとめて考えるよりも分けて考えていただいたほうが分かりやすいと思います。

まず、条例案につきましては、当然、法律に基づくものですので、送られてきた時点で町長がその公布文に署名をなされて、条例自体が有効なものになるという流れでございます。

そして、請願につきましては、当然、憲法にも書かれております権利でございますので、そこに対しては本当に真摯に受け止めまして、その処理を今検討して進めておるところでござ

ざいます。

また、おっしゃっている決議案に関しましては、これは実は法的効果が伴うものと、そして、伴わないものというのがございます。今回、この令和元年5月以降可決になったものというのは、あくまでも法的効果が伴わないもの、すなわち、執行機関に対する要望や勧告、注意の分類されるようなものと思っておりますが、ただし、そこに関しましては、当然そこでとどめることなく、その実施に向けて検討しております。例えば、まちづくり基本条例であるとかそういったものにつきましては、専属のチームなどを編成した上で鋭意取り組んでおるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 何か分かるような分かれへんような、ちょっと知識不足で申し訳ないんですけども、私が思うのは、議員の一言一句は取りも直さず住民の意見です。住民からのお声であるというべきであり、議員が行う質問や質疑、討論は、同じに住民の疑問であり意見であると考えますが、いかがですか。

また、新たに条例化するとかそこまでやらなくても、可決された住民の考え、意見について、3か月後、6か月後の進捗を議長や議会へ報告・相談することは、法規や条例がなくても人としての最低限のルールではないでしょうか。

もし私の考え方が間違いなら間違いと教えてください。また、どうすれば速やかに議決された議案が施行されるのか、ご教授ください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 議員ご発言のとおり、住民の代表である議員、皆様のご発言というのは、非常に、一言一句まで重く受け止めておるということは間違いございません。その上で、報告などがなかったということに関しましては、確かになかった部分もあろうかと思しますので、そこは反省すべきところと考えております。

ただ、一点だけ、そういった報告に関しまして、法規、条例などが無いということもございませんでして、例えば、河合町議会基本条例では、本議会で可決した決議、採択した請願が町政に関するものであるときは、その報告を求めることができますとありますので、こういったご報告をいただいたときには丁寧に報告させていただこうと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 請願採択後に、議会では河合町の執行機関に対して、その処理の経過及び結果について期限をつけて報告を請求する権限があり、請求を受けた執行機関の長は議会に対して報告する義務があるとうたわれております。地方自治法の125条、採択請願の処置というところに。

せやけど、そこまでしなくても、やっぱり人間として、もう一度言いますけれども、一つ一つの議案を通すまでに、住民の方、私の少ない経験の話ですけれども、一つ議案が決まるまでの流れを言いますと、住民の皆さんからのご相談、自ら検討でまとめ、議員懇談会等で他の議員との意見交換、議長へのご相談、議案により常任委員会での議論、その後、定例会に上程、議員発議、賛否の上、可決という流れです。

汗をかき、努力してくださった住民の皆さんに、また、議長を中心とした議員の皆さんへ、どのように進まないことについて報告したらいいのか教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 確かに、時間がかかりすぎているといった議員のご質問ですが、町が提出する議案と比較しまして、議員発議の部分というのは時間がかかる理由はもう最初にお答えしたとおりでございます。また、かかりすぎているというのが一体何を基準にされた表現なのかというのは、ちょっと分かりかねるんですけれども、例えば、本町のまちづくり基本条例のように、他の自治体の例よりも早いペースで進めているようなものもございまして、そういったこともご認識いただければと思います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 何を基準に比較しているかということにお答えします。

昨日、全くお恥ずかしい話なんですけど、近隣の広陵町に恥を忍んで行ってまいりました。職員、議員の方からお話を聞きました。名刺もいただいておりますけれども、お名前を伏せておきます。

広陵町の方が職員が言われているのは、当町では、可決された議案が、発議であろうと何であろうと、1年、2年動かないことは起こらないと。なぜとの私の問いに、毎月1回は必ず協議会等で全議員と理事者での話し合いがあるので、どちらからということなく話が出る。特に可決された案件については、理事者からの報告、議員からの質疑があるので、さらっ

とおっしゃっていました。

やはり、猿まねじゃないですけども、やらないあかんことは逆立ちしてでもまねてやらないあかんというのが、うちの河合町には必要じゃないかなと思うんですけども、どこが近隣町と違うのか、もう考えたくないのですが、誰かがやろうとしていないのか、議員の私自身の進め方がまずいのか、ご教授いただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 広陵町の例につきましては、私も承知しておるところでございます。

広陵町につきましては、毎月、議員懇談会が開催されておりまして、私が聞いた限りでは、全てではないが、その懇談会の場で事業の進捗状況を報告することはあるということで、聞き及んでおるところでございます。

そのような取組が、今回ご通告いただいている質問の議決から時間がかかりすぎているということの解消につながるかどうかについては不明ではございますが、参考にはさせていただきたいと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） もうできることは何でもチャレンジしましょう。

ここで住民の方の声もちょっと紹介したいんですけども、できるだけ感情的にならんように気をつけますけれども、もう私自身も一人の人間として怒っています。

何でできないのか、進まないのか、住民の方からは、議長、副議長にもっと意見してもらえと、議会軽視もいいところやとの厳しいお声もいただいております。コロナ禍で大変なことは十分に理解しているつもりです。コロナを理由に止めたり、町行政が滞ることがあってはならないと思っています。もしすぐできないことなら、議長にお願いして理事者の方から、この間可決された案件はちょっと難しいと、なぜ協議会をやらんのですか。2年間もほったらかす前に。それがまたできたとしても、それはウルトラCでも何でもありません。一般社会の常識と私は思います。間違いですか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 先ほど答弁いたしましたとおり、報告に関する部分が抜けてい



たというところは反省すべき点だと考えております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちょっと話の方向を変えますけれども、同じところでいてるんで。もう僕もそれ以上は言いません。

地方公務員法第30条の中の職務専念義務の一文の抜粋ですが、よく聞いていただきたいです。皆さん、よくご存じのことです。

公務員のサービスの原則として、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されていますが、守られていると大きな声で言えますか。本当に大丈夫ですか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 我々職員は、当然に職務専念義務を果たしていると考えております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。ありがとうございます。

ここで、町長、副長にお伺いいたします。

私の任期も残すところ約1年となりました。住民から選ばれた清原町長も同じ思いだと思いますが、理事者の皆様とも意見を交わせるのも残り4回の定例会となりました。非常に寂しく思っております。

今まで可決された議案全てを、残りの任期の時間で実らせることはできるのでしょうか。

また、できないときには、住民の皆様からいただいた意見、要望にどうご返事をするのか、ご答弁ください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど次長が申しあげましたように、私自身も情報交換の場というか、それにつきましては、もっともっと大切にすべきだったかなということで、ちょっと反省しております。

条例とか、それから、決議につきましては、担当のほうからは、例えば、パブリックコメン

トにつきましては、今、要綱を作成しているという、そういう報告は聞いております。それから、すな丸号につきましても、河合町すな丸号運行管理規定、それから、すな丸号運行マニュアル、それも策定して、今遂行している。

それから、もろもろのことでは、担当課のほうから常時こちらのほうには報告を受けているんですけども、最終的に議会というか、議長、副議長をはじめ、ちょっとそういう、今どういう状況かというところの情報交換、意見を申し上げる場は持てなかったのが、ちょっと反省材料かなと思っておりますんで、さっき次長が申しあげましたように、そういう部分について、しっかりこれから体制をご相談させていただきまして、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 町長、ありがとうございます。

外部に発注して、案件によってはお金がかかる議案もあります。

ただ、やろうと思えば数日でできるものもあると思うんです。

お話を聞く中で思うのは、先ほど町長から答弁いただきましたけれども、やはり、皆さんが担当ベースで議員のほうには言うてるやろうと、担当者は、いや、もう上のほうで、やるときにはまた号令が出るやろと待ってはるかも分かりません。そういう中でやはり思うのは、トップの考え方であり、住民の声に対して、責任を持って議会と理事者が協議され、部課長会議でも結構です。期日を、いつまでにやりなさいと明確な指示、そうしたら、社会人として当たり前の話ですけども、でけへんときにはこういう理由でできない、もう少し時間がかかるとか、いろんなことあると思います。そういうことが行われているのかなと思って、ちょっと心配なんです。そういうことが行われるのが誠実な対応と私は思いますけれども、間違いですか。

できれば、町長か田中副長、ご教授いただけないでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） いろんな件につきまして、今、庁内では重要課題検討会議、前の議会のほうで説明させていただきましたけれども、ここ何年かいろんな課題が置き去りになっておりました。それを洗い出しまして、きっちり進めていく、そういう会議を持っております。

その中では、今、議員おっしゃったように、ここまで進んだとか、それから、できなかった場合はなぜできなかったのか、そういうような確認の場を毎月持っておりますんで、そういう姿勢というか、きちりやっていること、また、議員の先生方にも関係する事柄については、先ほど私言いましたけれども、しっかり情報を提供させてもらおうとか、そういう場をきちりとか、持っていきたいと思います。

議員おっしゃったような、そういう姿勢は自分たちもしっかり持って臨んでいきたいと思っておりますんで、よろしくお願いいたします。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 町長、ありがとうございます。

先ほどから出ている広陵町のまねじゃないですけども、月に1回、私の意見ですよ。議会の皆さんが賛同しているかどうかというのはまた別として、月に1回は、できたらうちの議長に協議会を執ってほしいと。もう案件なくてもいいですよ。あると思います。何々、顔寄せたときには。そういう形のをできればちょっとやっていけば、1年間も2年間も、あれどないなったんやろというような、そんな、案件でもう2年もたったら、もう昭和の化石ですよ、はっきり言うて。だから、そんな意味ないからね、匂じゃないと。だから、理由がないものについてはすぐにやると。

議員の私が言うことではないと思うんですけども、ご提案として聞いていただけたらと思います。

可決された議案をすぐに検討、実行に移せるように、すぐやる課とか、また、笑わんとってほしいんですけども、実行課とかいうような、町長の号令ですぐに動ける部署がもう必要じゃないかなと、広報広聴課のように。

それと、私が思うのは、先ほど町長も言いはりましたけれども、議員の皆さんに関係あることは、やっぱり僕ら、決を採って立ったことは全部関係あるんです。だから、全部教えてほしいんです。もし止まっていることがあるんやったら、こういうことで止まっていると。

今日は広報広聴課の方も来られているんで、やはり決を採って、可決になりましたよじゃなくて、可決になった後、どういうふうに進展しているんかというのを広報「かわい」で住民の皆さんに、やっぱりこういう問題でござっているとかいうのは、問題意識やっぱり共有していただきたいです。動かんものについては。

だから、広報「かわい」の中に、いつも賛成何名、反対何名、可決やと、それで終わって

いますね。可決された案件がこうなりましたという、3か月後ぐらいにはやっぱり何か動きそうやか、これは無理やからと、可決されたけれどもというのが、やっぱり何かアナウンスが必要と違うかなと私は思うんですけれども、その辺はどう考えはりますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃっていただいた部分は、確かにあると思っております。

それから、ちょっと私も聞いておりますのは、議会だよりというか、そういう部分の情報発信を今考えておられるということ聞いておりますので、とにかく、切り口を何か所か持ちながら、今、議員おっしゃったように、住民に対するいろんな面の情報発信をしてみたいと思います。

そういう面で、またよろしく願いいたします。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

今日お伺いしたことの、ちょっと復習をさせていただきたいと思うんですけれども、質問じゃなくて申し訳ないんですけれども。スクールロイヤーの件については、今年予算を組むのか組まないのか、ちょっと分かりませんが、その中で進めていくという認識でよろしいんですね。

それと、まだ明確に答えはいただいているんですけれども、議決された案件について、ちょっと、一月ということ縛ることはしませんけれども、一遍、議長ともお話しされて、できたら協議会を、定期的にその件については開いていただけるということの認識でよろしいでしょうか。ちょっとその点だけ確認したいんですけれども。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（梅野美智代） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 私から若干お時間いただいて、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、リーガルサポーターズ制度、中山議員からいろいろご提案をいただいて、いろいろご指導いただいて。あれは、制度というのは、私もそのとき答えたと思うんですけれども、弁護士さんを顧問弁護士として雇って、その方にご依頼できると、そういうことが行政もできるという時点で、もうリーガルサポーターズ制度としては実施しているわけです。

ただ、弁護士の先生をできるだけそばに置いて、その先生のご意見をいただくということ

はどうかというご提案をいただきました。それは僕もかねてから必要だったと思っていましたので、それについては町長にもご進言をして、そして、ここでいろいろ議論させていただいて、弁護士会にも相談をして、今、高谷先生、お若いですがけれども、本当に素晴らしい方です。そういう方が来ていただいております。

それと同時に、先ほどのスクールロイヤー制度というのは、別にそれがあったわけじゃなくて、学校で起こったことを専属で相談できる弁護士さんを置くというのがスクールロイヤー制度です。ただ、本町ではなかなか予算の関係もありますので、そこまでなかなか難しい。そうしたら、取りあえず、今、法務管理主任を置きました。それでは、どんなことでも職員、みんな相談しなさいよと、そしてまた、教育委員会も相談してくださいよということで、校長先生にもお話をしておられます。

ただ、そこで、スクールロイヤーの制度というのを学校の先生方がどこまで理解しておられるのか、そして、まだ私どもほか、スクールロイヤー制度を導入したというような説明はしておりません。ですから、その辺との行き違いがあったかもしれません。ですから、どんなことでもご相談できますよということを、広報紙でもう一度出してみたいと思います。

それと、例えば、すな丸号の条例化の話なんですけれども、すな丸号の運行とかそういうようなことを要領できっちり定めなければならないという議論がありました。その時点、議論あったときに、すな丸号の運行規定すらなかったんです。ですから、これは必要だということで、即座につくれということで、議会で議論されて即座につくりました。令和3年に規則と要綱をつくっております。

ですから、条例というのは法律です。その法律でまで定めなければならないものかどうかというまで議論をして、条例で定めます、法律で定めますと、それをまた若干変えるにしても、またこういう場で議論をして条例にしていかなければなりません。

ただ、そうではなくて、規則や要綱でそれを整理できるもの、運行状況を整理できるものについてはそうしたいということで、運行の規則とか要綱をつくりました。それをつくったということは、皆様方のほうに多分ご説明をしたと思いますので、それで説明を済んだものだと思ってしまう。これは思い込み、私どもの思い込みというのは間違いなく思います。こういうことをもっときっちり説明する時間を取るべきであったと、今、これについては反省をしております。

規則や要綱で対応できるものがあります。ですが、まちづくり基本条例のように法律化して定めて、そういう町民の役割とか行政の役割、議員の役割を皆様方が、町をよくするために

皆様方はどういう役割をしていくのが必要なのかというのを条例で定める、これは必要だという判断をしまして、そして、勉強会も立ち上げて、そして、先ほどちょっと傍聴者の方ともちらちらとお話しましたけれども、普通だったら5年も6年もかかるようなものを、いろんな先行事例を取り入れて、それで、専属の二度目の務めの職員を、部長までを務めた職員を専属につけてやっております。それは約3年ぐらいでできると思います。

ですから、必要なものは必要、そして、法律化が必要であるという判断をすれば、それに向かって邁進していくと、これは大事だと思います。

ただ、先ほどのすな丸号とか、それから、スクールロイヤーの関係については、もうすぐに対応できたものと私たちは理解しておりました。ただ、それが少し、完全に理解していただく説明不足であったということだけは、この場でおわび申し上げます。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 副町長、ありがとうございます。

スクールロイヤーについては、やはり弁護士先生とも話しました。そしたら本人からも、やっぱり私になることについての問題点を一つ、問題提起も出てきました。それは担当部署にもう私の口から言うています。

ただ、それを乗り越えた上で、例えば、今年の夏に教職員を中心にそういうふうな講習会、1時間ぐらいの、それを取るとか、それがスクールロイヤーの活動の一つなんです。だから、その中に議題とか、話によってはご父兄の方が参加できるとか、そういうのをやっていったらいいと思うんです。

だから、その辺で何か、うちは弁護士に相談せなあかんような子供の問題あれへんと、じゃなくて、あったときに慌てないようにするためにそういう制度で弁護士がいてるんですよ。高田でもやっていますよ、大和高田市、ごっつい金かけて。うちはああいうまねはできません。副長おっしゃっていたように。だから、リーガルの先生にお願いして口利きだけしてくださいと、講習するときには先生の知り合いの弁護士さんを、1時間なんぼで来てもらってもいいですよ。

それで、今来ている先生は高田のいじめ問題にも関わっておられるみたいなんで、その辺のやっぱりブレインというか、その辺はしっかり持っていると思うんです。だから、そういうことをやっていただきたいというのと、それと、すな丸号については、私もう客観的にし

か、ちょこちょこしか参加しないんで分かんですけれども、皆さん、汗かいている住民の方おられます。その方に、清原町長に入ってほしいと、そうしたら、どうも部課長が何か敬遠されているみたいで、やっぱり町の財産でしょう、すな丸号。やっぱり来て、一言だけでも話して、忙しかったら行ってもらうとか、清原町長に何か聞きたいことがあるんかも分かんし。やっぱりねぎらいの意味でも行ってあげてほしいです、清原町長に。その場所に。部課長が止めています。上が止めてないんやったら。僕が聞いたところによると。だから、その辺がおかしいんや。

だから、もうはっきり言うて、管理している総務のほうから聞いているのも、もう僕が一般質問したのがもう2年か3年前とか。そのときに、もうそろそろ4年、だから4年以上たっていると思います。前のバス停が決まってから。だから、決めたいきさつもお叱り半分で聞いて伺っております。ただ、その中で、やっぱりええ加減な決め方しているところもあるんだよね、バス停を。もうちょっと見直さなあかんというところもあるんで、いい時期じゃないかなと。

それと、条例にこだわったのは、それはもう本当けんか売っているようで申し訳ないんですけれども、やっぱり規則、要綱というのは皆さんだけで勝手に変えられる、住民の声が生かされない、条例まですると議決が要りますから。

だから、そういう意味で、皆さん、請願された方とか信頼度が薄いんじゃないですか。やっぱり先ほど話の中で言うたように、信頼を勝ち取るためにはやっぱり時間がかかると思います。だから、その辺はやっぱり条例ということにこだわっている意味をやっぱり理解していただきたいなと思います。

私のほうからは、もう今言うたことについて答弁は結構です。終わります。ありがとうございました。

○議長（梅野美智代） これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（梅野美智代） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時40分





地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 馬 場 千恵子